

J A D I S C L O S U R E

ディスクロージャー誌

2021

J A 東京みなみ



目 次

| | |
|------------------------|----|
| ごあいさつ | 1 |
| 経営方針 | 2 |
| 金融商品の勧誘方針 | 3 |
| 事業の概況 | 5 |
| 社会的責任と貢献活動 | 9 |
| リスク管理の状況 | 10 |
| 自己資本の状況 | 13 |
| 事業のご案内 | 14 |
| 各種手数料 | 20 |
| 貸借対照表 | 22 |
| 損益計算書 | 24 |
| 注記表 | 26 |
| 剰余金処分計算書 | 44 |
| 部門別損益計算書 | 45 |
| 財務諸表の正確性等にかかる確認 | 47 |
| 会計監査人の監査 | 47 |
| 損益の状況 | 48 |
| 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標 | 49 |
| 信用事業 | 51 |
| 共済事業 | 62 |
| 経済事業 | 64 |
| 経営諸指標 | 68 |
| 自己資本の充実の状況 | 69 |
| 役員等の報酬体系 | 82 |
| 当組合の組織 | 83 |
| 沿革・歩み | 88 |

*注 各項目の金額は千円単位（千円未満切り捨て）又は百万円単位（百万円未満切り捨て）となっておりますが、小計・合計等は各項目を円単位で計算後、千円単位（千円未満切り捨て）又は百万円単位（百万円未満切り捨て）にして表示しています。

JA TOKYO DISCLOSURE

2021

『信頼され、未来へ続く東京農業』について 組合員・地域みなさまに 理解が深まることを願って

JAのディスクロージャーとは

ディスクロージャー (Disclosure) とは、「企業の業績や財務内容などの公開」のことです。

財務状況や経営内容はどうか、どんな商品があるのか、といった情報を公開することで企業の透明性を高め、利用者からの信頼を維持・向上することを目的としています。

JAも、経営情報などの開示を通じて経営の透明性を高める観点などから、ディスクロージャーが求められています。

JAは、貯金などの信用事業、保障などの共済事業や営農指導・販売、購買などの各事業を行っており、各事業が相互に補完しサービスを総合的に提供する事業体です。

また、JAは組合員（一般の株式会社での株主に相当）により組織され、組合員が運営・利用するという協同組織です。

一般の会社では、高収益・高配当を目的としていますが、JAは各事業を通じて組合員・地域みなさまへの貢献を第一に考え大切にしております。

そのため、大都市のJAとして安心・安全な野菜などを食卓へ届けるのはもちろん、災害時の避難場所としての農地の提供など様々なかたちで組合員・地域みなさまとつながり、生活に貢献していくことが大切であると考えています。

みなさまから貯金等を通じお預かりしている大切な資産につきましては、当然、健全で安定した経営を心がけるとともに経営内容を公開し、組合員・地域みなさまに信頼を得ていくことが大切です。

私たちは、組合員・地域みなさまの経済・生活・文化の発展に貢献していくことが重要だと考えます。

このディスクロージャー誌を通じて、JA東京みなみへのご理解が一層深まることを願っています。

* 本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

* 本冊子については、JA東京みなみの決算期（令和2年4月1日～令和3年3月31日）の情報について掲載しております。

* 記載した金額は、表示単位未満を切り捨てのうえ表示しております。したがって、合計数値と合致しない場合がありますのでご注意ください。

* 金額については、0円の場合は「—」、表示未満の端数がある場合は「0」で表示しております。

日頃、皆さまには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

令和2年度を振り返りますと、都市農業に関しては、特定生産緑地への指定・申請が最終年度となる行政もあり、申請漏れ等の無いよう注視しなくてはなりません。都市農業の存続の基礎となる生産緑地・特定生産緑地への指定に向け、各行政とも連携し指定推進を続けてまいります。

経済面においては、長期低金利政策の長期的継続が見込まれる中、新たな収益構造への転換、事業管理費の削減、コンプライアンス態勢の強化、加えて准組合員の意思反映が求められる中、これまでの事業モデルを細部にわたって抜本的に見直し、すべての事業において「相談機能」を中心に置いた事業態勢への転換を進めるため、JA東京みなみ内にプロジェクトチームを発足し既に次期3ヵ年計画の検討を進めています。このような厳しい状況の中ではありますが、令和2年度の各事業は、概ね順調に業績を上げる事ができ、当期剰余金は事業計画を上回る実績をみる事が出来ました。このような業績をあげる事が出来たのも組合員・地域の皆様のご理解・ご協力によるものと厚く感謝申し上げます。迎えました令和3年度は、新たな3ヵ年計画の最終年度であり、組合員・地域の皆様との対話を引き続き進め、自己改革の着実な実践とそれを支える経営基盤の確保により、JAの社会的な使命である「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」の実現に向け、役職員一丸となって全力を挙げて取り組む所存です。

また、JA東京みなみは、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当JAに対するご理解を一層深めていただくために、当JAの主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、わかりやすくまとめたディスクロージャー誌を作成いたしました。

皆様が当JAの事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

東京南農業協同組合
代表理事組合長 小林 和男

経営方針

経営理念

私たちは、安心・信頼・満足をJ A東京みなみの経営理念とし魅力ある組合経営の指針としていきます。

【安心】

J A東京みなみは、生活のさまざまな場面で感じる「不安」を「安心」に変える力を持っています。生涯を通じてともに考え解決してゆける信頼のライフパートナーとなります。

【信頼】

私たちは、組合員・地域住民・消費者・行政・取引先などさまざまな信頼関係の中で存在しています。こうした信頼関係なくしてJ A東京みなみは存続できません。私たちは信頼できるパートナーとして堅実な経営を目指すとともに、信頼を得られる事業を進めてまいります。

【満足】

安心と信頼は、「満足」を得られなければ生まれません。時代が変化する中で常に新しいサービスや質の高いサービスを提供するとともに、人と人とのつながりを重視した事業を進めていきます。また、職員に対しては、組織目標を明確にし、公正な評価・処遇を通して満足を提供します。

経営方針

J A東京みなみでは、ビジョンと経営理念を基本とし、J A東京グループの一員として、J A東京大会にて決議された2つのテーマ「未来へ続く東京農業の確立」「未来を担うJ Aの経営力強化」を踏まえて、下記事項を3ヵ年計画（令和元年度～令和3年度）に反映して、確実に実践し、行動していきます。

都市農地の保全と都市農地の振興促進

都市農地保全に向けた取り組みとして、特定生産緑地の指定促進を図り、併せて未利用農地等の有効活動に向け、生産緑地の実態把握と営農支援体制の充実に努めます。

農地生産の拡大と農業の担い手支援

農業生産の拡大に向けて新たな農業者の取込みと認定農業者の維持・拡大に努め、また農畜産物の付加価値増大とG A P制度の理解と普及により、より良い農業生産を目指します。

JAとしての社会的信頼の確保

社会的価値の向上に向け積極的に情報発信を行い、地域拠点活動を展開していきます。

健全経営の維持に向けた事業の再構築

組合員をはじめ地域社会に評価される事業を展開し、併せてアクティブ・メンバーシップの確立を図ります。

着実な内部統制確立への体制強化と整備

職員のスキルアップを目的とした育成方策の実践と職員一人ひとりのE S向上に向けた取り組みを行います。また、効率的・効果的な内部統制を構築して、コンプライアンス体制の確保にも努めます。

強固な経営基盤構築に対する財務の安定性と確保

自己住宅ローンをメインとした貸出金残高の伸長及び共済付加収入を意識した推進により収益力を確保するとともに農産物消費拡大に繋がる金融商品を継続して販売いたします。更に、事業利用者拡大を目指して顧客基盤の拡充を図っていきます。また、業務については、労働生産性を考慮した業務の効率化や合理化に向けた取り組みを行ってまいります。

G A P：農業生産工程管理

生産履歴の記帳をはじめ農産物の安全を確保する取り組みを中心に、環境保全、労働安全を確保するための点検などを日頃から行い、その取組状況を記録簿や掲示板によって「見える化」しながらより良い農業生産を目指していく取り組み。

アクティブ・メンバーシップ

組合員が積極的に組合の事業や活動に参加すること。J Aにおいては、組合員が地域農業と協同組合の理念を理解し、「わがJ A」意識を持ち、積極的に事業利用と協同活動に参加すること。

E S

職員一人ひとりが、職場内において環境や職種、責任などあらゆる方面から、満足して仕事に携わることができているかどうかの指標の一つ。

金融商品の勧誘方針

当JAは、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等にかかる勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

個人情報保護方針

東京南農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者および委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第2条第6項が規定する、個人情報データベース等（保護法第2条第4項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 匿名加工情報の取扱い

当組合は、匿名加工情報（保護法第2条第9項）の取扱いに関して消費者の安心感・信頼感を得られるよう、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン等に則して、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を推進いたします。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正等

当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

保有個人データとは、保護法第2条第7項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

反社会的勢力等への対応に関する基本方針

東京南農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにあたり、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下、「政府指針」といいます。）等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、マネー・ローンダリング等組織犯罪等の防止に取り組み、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（運営等）

1. 当組合は、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。
また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止について周知徹底を図ります。

（反社会的勢力等との決別）

2. 当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

3. 当組合は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。
（外部専門機関との連携）
4. 当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

（取引時確認）

5. 当組合は、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認について、適切な措置を適時に実施します。

（疑わしい取引の届出）

6. 当組合は、疑わしい取引について、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、速やかに適切な措置を行い、速やかに主務省に届出を行います。

※1 反社会的勢力とは、平成19年6月に政府が公表した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に記載される集団または個人を指します。

※2 反社会的勢力等とは、上記反社会的勢力のほか暴力団との関係が認められない反社会性を有する集団または個人（凍結口座名義人等の犯罪集団への関与が疑われる者、資産凍結等経済制裁措置対象者等）を指します。

金融円滑化にかかる基本方針

東京南農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

1. 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性及び事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当組合は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的且つきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3. 当組合は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明及び情報提供を適切且つ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的且つ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当組合は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5. 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認又は地域経済活性化支援機構若しくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等及び中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
6. 当組合は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

事業の概況

令和2年度の各事業は、概ね順調に業績を上げることができました。皆様からお預かりする貯金残高は、期首対比で約21億円増加し、1,793億円に、貸出金残高は、約4,444万円増加し、379億円の実績となりました。共済部門では、新契約目標を上回り約260億円の新たな実績となりました。また、大型農産物直売所「みなみの恵み」は、出荷者の皆様のご協力を得て、令和2年度累計で、17万人を上回る来店客数、約3億1,696万円の売上実績を上げる事が出来ました。その結果、令和2年度の当期剰余金は、事業計画を上回る2億6,027万円の実績をみる事が出来ました。併せて自己資本比率につきましても、22.90%と引き続き高い財務健全性を示すことが出来ております。

①指導事業

令和2年度は地域住民・消費者の皆様へ「食の安全・安心」をお届けするため、JA直売所など出荷農産物に対し生産履歴の記帳及び提出を徹底し、令和3年2月には各生産者ご協力のもと、生産履歴提出の無い農産物についての出荷制限を開始いたしました。JAでは、生産履歴システムを活用したチェック体制を強化し、農薬の適正使用についての指導を実践いたしました。また、農産物の放射性物質検査（68検体）及び有機塩素系残留農薬土壌検査（18検体）も継続的に実施いたしました。

多くの生産緑地が指定期限を迎える令和4年（2022年）を目前に特定生産緑地制度の意向調査も引き続き実施し、移行申請漏れの無いよう営農指導担当者による戸別訪問を行いました。調査で得た都市農地存続に関する重要な情報は、JA農地把握システムに登録し、組合員の皆様の将来展望や事業提案に活用してまいります。

担い手支援の取り組みとしては、9月に第12期就農者基礎講座を開講し、管内の先進農家やJA、東京都南多摩農業改良普及センターが講師となり8名の受講生が農業知識及び技術の習得に勤んでおります。営農支援事業の受託農作業も積極的に展開し組合員の皆様には大変喜ばれており、農機修理部門では多くのご利用をいただき、前年度対比110.3%の213件となりました。農産物に対する獣害対策として、ハクビシンやアライグマ等の害獣捕獲にも引き続き力を注ぎ管内で合計142頭の捕獲実績となりました。

農業所得の増大と農業生産拡大の軸となる日野万願寺直売所「みなみの恵み」では、開店以来約59万人のご来店（レストランを除く）を頂き、総売上金額で前年度対比134.1%（レストラン・全農ミート・ゼストクック除く）となりました。

新型コロナウイルス禍で各イベントの開催が中止となる中、管内農業のPRとして、日本農業新聞に管内の農業関連記事を39本掲載し、また、青壮年部による明治神宮新嘗祭の宝船製作などを行いました。

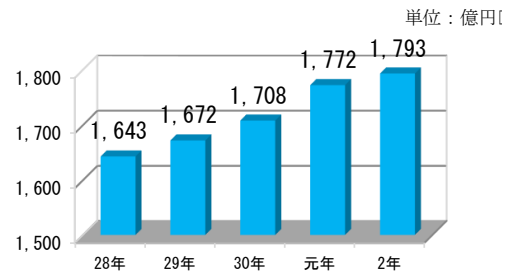
令和2年度は、管内では7年ぶりの宮中新嘗祭への献穀があり、稲城地区の加藤好文様に奉耕者を務めて頂き、無事に精米・精藁の献上をすることができました。

その他、組合員やそのご家族の健康管理活動として、巡回検診やJA厚生連での人間ドック・婦人科検診等を実施いたしました。

②信用事業

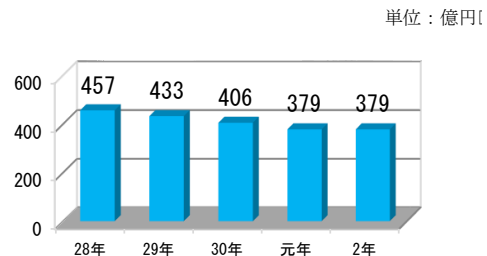
◇貯金

令和2年度は、日本銀行が導入している「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」政策の継続と併せ、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、営業活動に制約がかかるなど、依然としてJAを取り巻く環境は、非常に厳しい状況が続いております。このような状況の中、組合員の皆様をはじめ、利用者の皆様のご利用をいただき、貯金増強キャンペーンを始め、地域の農業を活かした金融商品等を積極的に取扱った結果、期首より21億9百万円増加したものの、目標対比では99.96%となり、わずかに目標達成には至りませんでした。



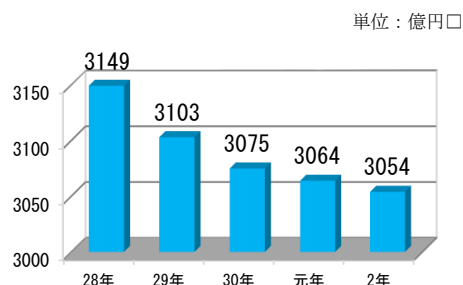
◇貸出金

令和2年度は、他金融機関との低金利競争が長期化している中、令和元年7月より、南多摩地区の3JAが協調して出来た自己住宅ローン「夢によりぞう住宅ローン トリプルアシスト」の取扱いを中心に、本支店が一体となって、組合員先や不動産取扱い業者等に対し、積極的に推進をして参りました。その結果、期首より44百万円増加したものの、目標対比では99.14%の実績となり、わずかに目標達成には至りませんでした。



③共済事業

3Q訪問活動（あんしんチェック）等により、ご契約者の方に対する日頃のお礼をお伝えするとともに、保障点検活動を実施し、「ひと」「いえ」「くるま」を中心に保障の充実を図りました。新型コロナウイルス感染拡大に伴い、営業活動に大きな制約がかかりながらも、長期共済新契約目標（基盤+建更+特定）236億円に対し、実績は260億94百万円（目標対比110.5%）となり、目標達成することができました。



④購買事業

農業者の所得増大、農業生産の拡大にむけ、店づくりや共同購入を軸とした商品提案、組合員ニーズに応えるサービスの提供に取り組みました。

(生産資材)

全農及び取引業者と連携し、生産コスト低減のため組合員ニーズの高い品目について「超セール」を継続的に実施し、前年度を上回る供給数量となりました。また、令和2年度は施設の建設や新しい果樹栽培技術導入などといった都補助事業の実施、多くの農業機械のご注文などにより生産資材供給高は年間計画対比122.7%、前年度対比138.2%と大きな実績を上げることができました。

(生活物資)

旬鮮倶楽部や新茶、お中元お歳暮など全職員による個別推進を実施し、お歳暮では新規取引先の商品を取り入れ、組合員の皆様に新たな商品のご提案をいたしました。また、食料品や衣料品の共同購入を実施するとともに、耐久消費財では、農業用倉庫や農業用防災井戸などのご注文もいただきました。生活物資の供給高は年間計画対比105.2%、前年度対比110.2%の実績となりました。

⑤販売事業

新型コロナウイルスの影響で巣ごもり需要が伸びる中、各支店及び日野万願寺直売所「みなみの恵み」の販売実績は増加致しました。販売事業の拠点となる日野万願寺販売所では、週末に各フェアを開催し多くの消費者にご利用をいただきました。また、JAらしい米の販売としてJA間取引をメインとした店頭精米の販売の強化を行いました。その他、学校給食・インショップへの販売等を通じて、広く地元農畜産物の販売を進めてまいりました。令和2年度は買取販売実績21,280万円（前年度対比117.5%）、受託販売実績14,208万円（前年度対比110.1%）となりました。

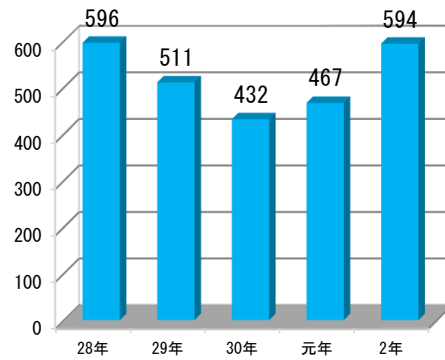
⑥宅地等供給事業

相談業務に重点をおき、事業承継のために各地区で多数の財産診断を実施しました。安定収入のため資産活用及び賃貸住宅のご提案を行い、建築の際にはJA及び全農が行う「施主代行方式」により、安心できる建物建設のお手伝いをさせていただきました。相続税対応では税理士等とともに積極的にいき、相続税納付のために不動産売買の仲介も行いました。

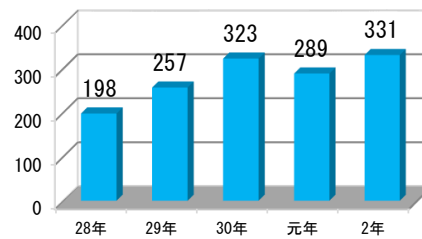
⑦利用事業

セレモニーセンターでは、新型コロナウイルスの影響で葬儀の小規模化が進む中、利用者のニーズにあった葬儀の提案・施行を実施し、各支店においてはペット火葬の受付を行いました。セレモニーセンターの施行件数126件（前年度対比88.1%）、利用事業収益は年間計画対比50.7%、前年度対比58.9%となりました。

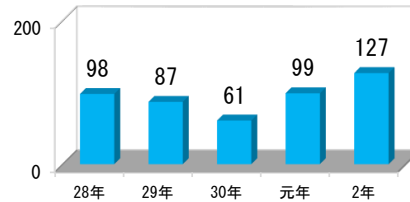
単位：百万円



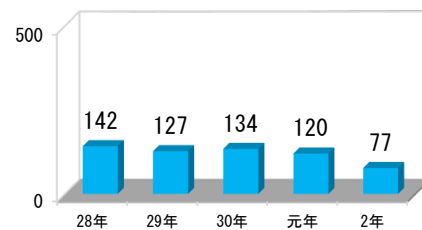
単位：百万円



単位：百万円



単位：百万円



トピックス

| | |
|-----------------|--|
| 4月 | 稲城市桜・梨まつり（新型コロナウイルス感染拡大防止の為中止） |
| 4月 | J A東京みなみ女性大学（新型コロナウイルス感染拡大防止の為中止） |
| 4月 | 野菜苗の即売会（新型コロナウイルス感染拡大防止の為中止：各店舗内にて販売対応） |
| 5月 | ひの新撰組まつり（新型コロナウイルス感染拡大防止の為中止） |
| 5月20日 | J A東京みなみ女性部第32回通常総会（書面決議） |
| 6月5日 | 宮中新嘗祭献穀 御田植祭（稲城市 加藤好文様 水田） |
| 6月18日～令和3年3月19日 | 年金相談会の開催（各支店にて社会保険労務士による無料相談会の実施） |
| 6月19日 | J A東京みなみ果実部会連絡協議会第32回通常総会（書面決議） |
| 6月22日 | J A東京みなみ野菜部会連絡協議会第32回通常総会（書面決議） |
| 6月25日 | J A東京みなみ植木花卉園芸部会連絡協議会第32回通常総会（書面決議） |
| 6月25日 | J A東京みなみ青壮年部第32回通常総会（書面決議） |
| 6月27日 | 第31回 通常総会（日野支店 大会議室） |
| 7月 | ふるさと多摩夏まつり「せいせき朝顔市」・朝顔品評会（新型コロナウイルス感染拡大防止の為中止） |
| 7月 | 第1回日野市・J A東京みなみ連絡協議会（新型コロナウイルス感染拡大防止の為中止） |
| 7月 | 稲城地区盆踊り大会（新型コロナウイルス感染拡大防止の為中止） |
| 7月 | 日野地区納涼祭（新型コロナウイルス感染拡大防止の為中止） |
| 7月 | J A東京みなみ夏休みこども村農業収穫体験ツアー（新型コロナウイルス感染拡大防止の為中止） |
| 7月4日・7月12日 | 芋ほり収穫体験の実施（前年度取扱いした「芋ほり収穫体験付き定期積金」の特典） |
| 7月30日 | 明治神宮「明治天皇祭」農産物奉納 |
| 8月 | 七生地区盆踊り大会（新型コロナウイルス感染拡大防止の為中止） |
| 8月11日 | 第11期就農者基礎講座 終了式（受講生5名 協力：南多摩農業改良普及センター） |
| 8月12日 | J A東京みなみ年金友の会連絡協議会第23回通常総会（本店にて開催） |
| 8月31日 | 野菜の日イベント（新型コロナウイルス感染拡大防止の為中止） |
| 9月8日～9月12日 | J A東京アグリパーク「J A東京みなみフェア」（新型コロナウイルス感染拡大防止の為中止） |
| 9月17日 | 第12期就農者基礎講座 開校式（受講生8名 協力：南多摩農業改良普及センター） |
| 9月26日 | 宮中新嘗祭献穀 御収穫祭（稲城市 加藤好文様 水田） |
| 10月 | Iのまちいなぎ市民祭（新型コロナウイルス感染拡大防止の為中止） |
| 10月22日 | 宮中新嘗祭 精米献穀（郵送にて対応） |
| 10月30日～11月1日 | みなみの恵み 3周年感謝セール（日野万願寺直売所） |
| 11月 | 日野市産業まつり（新型コロナウイルス感染拡大防止の為中止） |
| 11月2日～11月3日 | 第49回 東京都農業祭 品評会（東京都農林総合研究センター 規模縮小） |
| 11月6日 | 宮中新嘗祭精藁献納（皇居） |
| 11月20日 | 明治神宮新嘗祭 宝船製作（明治神宮 青壮年部製作） |
| 12月 | 暮れの即売会（新型コロナウイルス感染拡大防止の為中止：各店舗内にて販売対応） |
| 12月5日～12月6日 | J A東京みなみカップ少年サッカー大会（新型コロナウイルス感染拡大防止の為中止） |
| 12月10日 | 伊勢神宮新穀感謝祭（宮中献穀奉納者） |
| 2月 | 第2回日野市・J A東京みなみ連絡協議会（新型コロナウイルス感染拡大防止の為中止） |
| 2月 | 多摩市・J A東京みなみ連絡協議会（新型コロナウイルス感染拡大防止の為中止） |
| 2月 | 稲城市・J A東京みなみ連絡協議会（新型コロナウイルス感染拡大防止の為中止） |
| 2月17日～2月18日 | 期限切れ農薬回収事業（全地区 産業廃棄物適正処分） |
| 2月24日 | 有機塩素系残留農薬土壌検査（全地区合計18検体異常無し） |
| 3月2日～3月4日 | 農業廃棄プラスチック回収事業（全地区 産業廃棄物適正処分） |

農業振興活動

| 取 り 組 み 事 項 | 重 点 施 策 (具体的実施事項) | 業 績 評 価 基 準 (業績評価指標・目標値) | 年 度 別 実 施 事 項 及 び 目 標 値 | |
|--------------------------------------|---|------------------------------------|--|--|
| | | | 令 和 2 年 度 目 標 | 令 和 2 年 度 進 捗 状 況 |
| 都市農地保全に向けた取り組みと特定生産緑地の指定促進 | ① 特定生産緑地の指定については、組合員との対話を通じて、十分な意向確認を行い指定促進に努めます。 | 特定生産緑地の指定意向確認割合 | 各地区特定生産緑地指定意向確認割合80%以上 | 指定申請割合：68%（3市合計） |
| | ② 特定生産緑地に係る制度の理解習熟を図るため研修会の開催及び個別相談の実施等、指定促進の推進を実施致します。 | 研修会開催回数及び推進件数 | 組合員個別相談：各地区随時指定推進：対象農地の80% | 全地区個別相談件数：合計34件 指定推進：58% |
| | ③ TACにより、生産緑地の所在場所等を特定するとともに現況確認を行い、特定生産緑地への指定促進及びアドバイス等が出来る態勢を構築します。 | 農地把握システム入力件数 | 農地把握システム入力100% | システム入力：58%（462件） |
| 未利用農地等の有効活用に向けた取り組みと実態の把握及び営農支援体制の充実 | ① TACによる定期的な農地巡回を行い、肥培管理等のアドバイスを行うとともにJAによる農地管理・農作業の受託・農業経営・賃貸支援を促進します。 | TACによる事業提案件数 | 各地区5件の事業提案 | 全地区合計：89件 |
| | ② 都市農地の貸借の円滑化に関する法律施行により、未利用農地や低利用農地の活性化として、各行政と連携して、新規就農者の斡旋や農地貸借のマッチング等を含めた支援を行います。 | 農地貸借のマッチング等を含めた支援の件数 | 支援件数3件 | 支援件数4件 |
| | ③ 営農支援体制の充実・強化のため、営農に習熟した職員を確保し、配置をするとともに農機修理にも対応します。 | 営農支援の実績件数、実働日数と農機修理件数 | 実績件数：60件 実働日数：120日 農機修理：130件 | 実績件数：39件 実働日数：83日 農機修理：213件 |
| 新規就農者対策と担い手の育成と支援 | ① 新規就農者対策として、JAフレッシュ&Uターンセミナー及びシニア就農者基礎講座を定期的に開催し、新規就農者へのバックアップを図ります。 | シニア就農者セミナーの開催回数と受講者数 | シニアセミナー開催 受講者各7名 | 就農者基礎講座：計13名参加 F&Uセミナー：計5名参加 |
| | ② ふれあい事業の一環として、南多摩地区3JA（八王子・町田市・東京みなみ）共同参画による農業後継者の婚活事業を隔年で継続開催し、後継者対策の強化に取り組みます。 | 共同参画婚活事業の開催回数及び参加者数 | 1回開催 参加者20名以上 | コロナ禍のため開催中止 |
| | ③ 新技術や資材等を活用した生産の効率化や農作業の負担軽減を提案します。 | TACによる新技術や省力化資材等の提案数 | TAC1名につき、3提案 | TAC11名 合計55提案 |
| 新たな農業者の取組みと認定農業者の維持・拡大 | ① JAの相談業務により、財産診断を活用した相続対策や農地保全に向けた事業継承の支援体制強化を図ります。 | 財産診断を含めた相続相談受託件数 | 各地区30件 累計120件 | 各地区平均29.25件 累計117件（97.5%） |
| | ② 認定農業者の登録拡大を促進するため普及活動推進を実施します。 | 認定農業者の認定数 | 毎年3名新規認定 | 認定農業者数 104名 本年度新規認定4名（多摩2、稲城2） |
| | ③ 管内3市の行政と協調して、援農ボランティアの育成に積極的に取り組みます。 | 援農ボランティア養成講座へのJA職員の講師派遣人数 | 職員派遣人数3名 | 職員派遣2名 （日野市1名、稲城市1名） |
| 農畜産物の付加価値の増大とGAP制度の理解と普及 | ① 直売所の新たな事業モデルとして「みなみの恵み」を中心として、買取販売を継続し、JA間連携や地域特産物のブランド化による付加価値により販売力の強化・充実を図ります。 | 販売品販売高の増加率 | 前年度実績の10%増 | 前年実績対比 18%増 （レストラン除く） |
| | ② 「みなみの恵み」を日野市学校給食への野菜集荷拠点として食材の提供を継続的にまいります。 | 農地空白行政区への供給 日野市学校給食への供給 | 空白行政区：前年度実績の10%増 日野市学校給食モデル校での実施 | 空白行政 前年実績比445%増 日野市学校給食モデル校への供給開始 |
| | ③ 生産履歴記帳システムをはじめとし、生産者へのGAP制度の理解と普及推進を促進します。 | 生産履歴記帳システム等の指導、登録先数 | 各地区指導先：10件 各地区登録先：1件 | 説明会：10回（187名） 生産者登録率100% GAP登録準備1件 |
| 社会的価値の向上に向けた情報発信と地域拠点活動の展開 | ① 地域密着型広報活動を強化する一環として、夏休み子ども村や少年サッカー大会を実施し、地域住民等との連携や食農教育を含めた都市農業の重要性をPRします。 | 夏休み子ども村・少年サッカー大会の開催回数 | 各年1回開催 | コロナ禍のため開催中止 |
| | ② 管内3市で開催される市民まつりや産業祭等に積極的に参加し、都市農業の情報発信、PRをして地域拠点活動を展開します。 | 管内3市で開催されるイベント等への参加実績 | 日野市：日野市産業まつりへ参加 多摩市：ガーデンシティー多摩へ参加 稲城市：Iのまち いなぎ市民祭へ参加 | コロナ禍のため開催中止 |
| | ③ 多面的な情報発信手段として、JAアグリパーク等を中心として地域農業振興に繋がる継続的なイベントを開催し、都心から一般市民、消費者に向けて地域農業の情報を発信します。 | JAアグリパークでのイベント開催回数 | 年1回開催 | コロナ禍のため開催中止 |
| 地域社会と組合員に評価される事業展開とアクティブ・メンバーシップの確立 | ① 行政、商工会等の多様な組織との連携を図り、地域特産品の原料を加工した更なる6次化商品の開発に取り組みます。 | 新たに開発する6次化商品数 | 2品目以上開発 | 「ベジいろパスタ」4品目開発 |
| | ② JA全農東京と折衝し、生産効率化のためスケールメリットで肥料や資材等の価格の引き下げをすることによる生産コストの低減を図り、農業者の所得増大に貢献します。 | 肥料・資材等の早期予約販売（キャンペーン）の実施回数 | 肥料キャンペーン販売：2回実施 資材キャンペーン販売：1回実施 | 肥料「超セール」2回実施 資材「超セール」1回実施 |
| | ③ 組織活性化施策の一環とした「女性の集い」「女性大学」等を継続的に開催し、組合員「アクティブ・メンバーシップ」の確立を図ります。 | 「女性の集い」の開催回数と参加者数、「女性大学」の開催回数と受講者数 | 女性の集い：1回開催・参加者全地区で16組 女性大学：1回開催・受講者数11名 | コロナ禍のため開催中止 |

社会的責任と貢献活動

全般に関する事項

JA東京みなみは、相互扶助の理念に基づき、農産物の供給源としての役割りや、金融機関としての役割りなど、協同組合組織として、組合員や地域社会に必要とされる事業を通じて、その生活の向上や地域社会の発展に貢献するという社会的責任を担っています。

1 地域からの資金調達の状況

- | | |
|-------------|-----------------------|
| (1) 貯金・積金残高 | 179,333百万円（令和3年3月31日） |
| (2) 貯金商品 | 定期貯金・普通貯金・定期積金 他 |

2 地域への資金供給の状況

- | | |
|----------------------|------------|
| (1) 貸出金残高（総合口座貸越を除く） | 37,899 百万円 |
| 組合員 | 37,140 百万円 |
| その他 | 759 百万円 |
| (2) 制度融資取扱い状況 | |
| 農業近代化資金 | 0百万円 |

3 文化的・社会的貢献に関する事項

- 地産地消による地域の活性化と安心安全な農産物の提供
- 学校給食への地場農産物の活用と地域農業の理解・促進
- 学童農園等農業体験活動の実施
- 市民農園・体験農園の設置
- 「都市農業シンポジウム」の開催
- TACによる学童農園への出前授業の開催及び次世代対策として農業者と連携した食育活動の展開
- 夏休みこども村（食育事業）

4 地域密着型金融への取り組み

当組合では、地域密着型金融機関として下記の金融商品の取扱いを行っています。

- (1) 貯金
 - メンバーシップ定期貯金「みなみの組合員定期貯金」（取扱期間 令和3年4月1日～）
 - 【正組合員（家族含む）】店頭金利+0.20%
 - 【准組合員（家族含む）】店頭金利+0.18%
 - やすらぎ定期積金（取扱期間 令和3年4月1日～）
「JA東京みなみ やすらぎ友の会」入会による会員特典（葬祭利用時の特典）
 - 収穫体験付き定期積金（令和3年7月1日～令和3年9月30日）
（ブルーベリー摘み取りまたは芋ほり収穫体験ができる特典）

- (2) 貸出金
 - 自己住宅ローン「夢によりぞう住宅ローン トリプルアシスト」他
 - 賃貸住宅ローン（新築・リフォーム・借換等）
 - 独自ローン（賃貸住宅のリフォーム・事業設備資金等）
 - 営農資金（農機具・農業用構築物・農業用自動車等）
 - 小口ローン（マイカーローン・教育ローン等）

- (3) 共済
 - ひと・いえ・くるまの総合保障「建物更生共済・こども共済・医療共済・年金共済・自動車共済他」

組合員・利用者の満足度向上を目的に、地域密着であるJAの魅力を活かしたフォロー活動（3Q訪問活動）の取組強化・定着を図ります。

リスク管理の状況

リスク管理体制

〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

1 信用リスク管理

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総務企画部 融資課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。また、貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っており、不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。資産自己査定の結果、貸倒引当金については経理規程及び決算事務手続要領に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

2 市場リスク管理

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する余裕金運用会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び余裕金運用会議で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

3 流動性リスク管理

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

4 オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

5 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

6 システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備えています。

法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

1. 当組合は、JAの担う基本的使命・社会的責任を果たし、組合員や利用者の多様なニーズを応える事業を展開し、社会の信頼を確立するため、当組合の役職員一人一人が、高い倫理観と強い責任感を持って、日常の業務を遂行する。
1. 当組合は、創意と工夫を活かした質の高いサービスと、組合員の目線に立った事業活動により、地域社会の発展に貢献する。
1. 当組合は、関連する法令等を厳格に遵守し、社会的規範に基づき、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。
1. 経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめ、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図るとともに、透明性の高い組織風土を構築し、信頼の確立を図る。
1. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持する。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般に係る企画・推進・進捗管理に関する検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス統括管理者を代表理事副組合長、副統括管理者を常務理事とし、コンプライアンスの統括管理を行っています。また、組合等のコンプライアンスに関する問題を一元的に管理・統括する部署は総務企画部とし、総務企画部長をコンプライアンス統括責任者としています。

また、基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス計画を策定し、実効ある推進に努めています。

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

金融ADR制度への対応

1 苦情処理措置の内容

当組合は、自ら苦情への公正かつ的確な対処にかかる業務運営体制・内部規則等を整備のうえ公表するとともに、一般財団法人JAバンク相談所やJA共済連とも連携・協力して苦情対応を実施します。

当JAの苦情等受付窓口 総務企画部（電話：042-594-1011）

※受付時間 平日 午前9時～午後5時

2 紛争解決措置の内容

当JAは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・ 信用事業

東京弁護士会（電話：03-3581-0031）
第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）
第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）

当JAの苦情等受付窓口又は一般社団法人JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）にお申し出ください。

なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会については、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

東京以外の地域にお住まいの場合は、東京三弁護士会が設置している仲裁センター等にて、居住地の近隣弁護士会で手続を進める「現地調停・移管調停」をご利用いただくことも可能です。

・ 共済事業

(一社)日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）
<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>
(一財)自賠責保険・共済紛争処理機構
<http://www.jibai-adr.or.jp/>
(公財)日弁連交通事故相談センター
<https://n-tacc.or.jp/>
(公財)交通事故紛争処理センター
<https://www.jcstad.or.jp/>
日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR
(<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>)

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。当JAの苦情等受付窓口にお問い合わせ下さい。

内部監査体制

当JAは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

自己資本の状況

自己資本比率の状況

当JAは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和3年3月末における自己資本比率は、22.9%となりました。

経営の健全性の確保と自己資本の充実

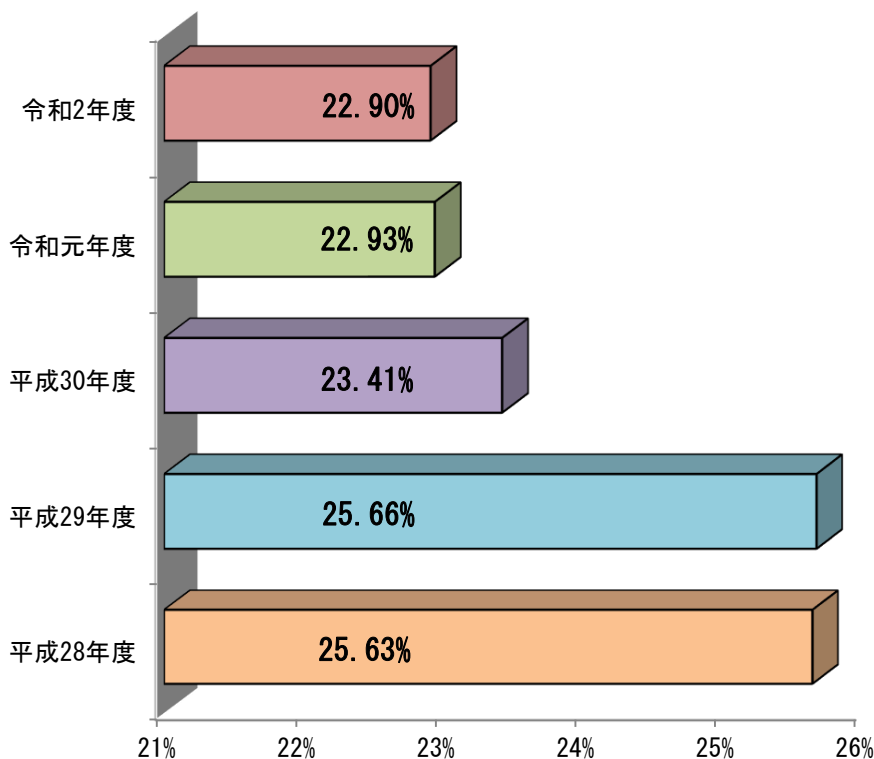
当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

| 項目 | 内容 |
|-------------------|-----------|
| 発行主体 | 東京南農業協同組合 |
| 資本調達手段の種類 | 普通出資 |
| コア資本に係る基礎項目に算入した額 | 15,184百万円 |

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

自己資本比率の推移



事業のご案内

当JAは地域金融機関として、組合員をはじめ地域の多くの方々にご利用いただいています。JAは、さまざまな事業部門を持った総合的な事業体です。以下に主な事業の内容についてご案内いたしますので、身近な金融機関としてお気軽にご利用ください。

1 信用事業

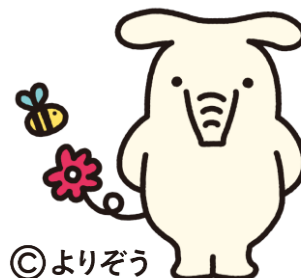
信用事業では、貯金・貸出・為替など、いわゆる銀行業務を行っています。JAの信用事業は、組合員・利用者の皆様に大きな「安全」・「安心」・「安定」を提供するために、JAバンクシステムを構築しており、全国のJA・都道府県信連・農林中央金庫が有機的に結びつき、JAバンク・セーフティーネット

で組合員・利用者の皆様に信頼される金融機関をめざしています。
また、年金振込者を会員とする「年金友の会」の諸活動を通じて、地域の輪を広げ会員相互の親睦を図っています。

貯金業務

組合員や地域の利用者の皆様の大切な貯金をお預りしています。総合口座・普通貯金・当座貯金など、使いやすい便利な貯金から、定期貯金・定期積金など目的・期間・金額に合わせてご利用いただけます。

| 種 類 | 特 徴 |
|-------------------|---|
| 総 合 口 座 | 普通貯金と定期貯金がセットになって、「貯める」、「支払う」、「借りる」、「受取る」とオールマイティでとても便利です。 |
| 普 通 貯 金 | いつでも出し入れ自由。おサイフがわりにご利用ください。 |
| 当 座 貯 金 | 代金等のお支払いに手形や小切手をご利用いただく貯金です。 |
| 貯 蓄 貯 金 | 普通貯金のように「お預入れ」、「お引出し」が自由で、残高に応じた利率を適用します。 ※ 公共料金・クレジット利用代金のお支払い、給与等のお受け取りにはご利用いただけません。 |
| 納 税 準 備 貯 金 | 税金納付のための資金を準備することを目的とした貯金です。お引出しは原則として、税金の納付のためとしております。 |
| 通 知 貯 金 | まとまった資金を短期間（7日以上）お預りする貯金です。お支払いの場合、事前（2営業日以上）に通知が必要です。 |
| ス ー パ ー 定 期 貯 金 | いくらからでもお預入れ可能な定期貯金です。 お預入れいただく期間（1か月～5年）をご指定いただき、その期間の利率は変わらない確定利回りです。 |
| 自 由 金 利 型 定 期 貯 金 | 1,000万円以上をお預りする貯金です。大口資金運用にご利用ください。 |
| 変 動 金 利 定 期 貯 金 | お預入れから6か月ごとに金利情勢に応じて利率を見直し、新しい利率で運用する貯金です。個人のおお客様の預入期間3年のお利息は、半年複利となっています。 |
| 期 日 指 定 定 期 貯 金 | 個人のおお客様にご利用いただける預入期間1年～3年の1年複利の定期貯金です。預入から1年を経過した後は、いつでも解約いただけます。 |
| 積 立 式 定 期 貯 金 | お子様の進学など将来に備えて資金を貯めていただくのに最適な定期貯金です。積立期間や満期日を定めない「エンドレス型」、目標額を決めて無理なくためていく「満期型」などお客様のニーズに合わせて貯めていくことができる貯金です。 |
| 定 期 積 金 | ご旅行や将来の生活設計、ご結婚の準備など長期計画に備えて資金を貯めていただくのに最適です。1回の掛金が1千円以上、積立期間は6か月～5年以下となっておりますので、無理なく目標達成ができます。 |



融資業務

組合員や地域の皆様の暮らしや事業に必要な資金をご融資しています。
住宅ローンやマイカーローンなどの各種ローン商品、農業者・組合員の皆様に必要な資金をご用意しておりますので、お気軽にご相談ください。
また、地方公共団体、農業関連産業などへもご融資し、地域経済の質的向上・発展にも貢献しております。

| 種 類 | 特 徴 |
|-----------------|---|
| 住 宅 ロ ー ン | (一般型・100%応援型) 住宅の新築・増改築資金、住宅用地の購入資金、住宅・マンションの購入資金などにご利用いただけます。 |
| | (借換応援型) 他の金融機関からの借入中の住宅ローンの借換資金と借換に伴う諸費用にご利用いただけます。 |
| 賃 貸 住 宅 ロ ー ン | アパートやマンションの建設・増改築・補修改修の資金にご利用いただけます。 |
| マ イ カ ー ロ ー ン | 自動車・バイクの購入や修理・車検などの資金にご利用いただけます。 |
| 教 育 ロ ー ン | お子様たちの進学をJAが支援します。入学金・授業料など教育に関する資金にご利用いただけます。 |
| リ フ ォ ー ム ロ ー ン | 住宅の増改築・改装・補修の他、システムキッチンなどの設備住宅に付帯する設備等にご利用いただけます。 |
| フ リ ー ロ ー ン | 結婚・旅行・電化製品のお買物など生活設計資金にご利用いただけますので、暮らしを彩るさまざまなプランにご利用いただけます。 |
| 営 農 支 援 ロ ー ン | 農機具の購入、パイプハウス建設など農業生産に関する資金にご利用いただけます。 |

為替業務

全国のJAをはじめ、全国の銀行・信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JA本支店の窓口から全国の金融機関へ安全・迅速・確実に振込、送金などができる為替のお取り扱いしています。
また、小切手や手形等のお取り立てもお取り扱いしています。

| 種 類 | 特 徴 |
|-----------|---|
| 振 込 ・ 送 金 | 当JAの本支店はもとより全国の銀行等の本支店へ安全・確実・迅速にご送金いたします。お子様の学費の仕送りなどに大変便利です。 |
| 代 金 取 立 | 手形・小切手などの保管と期日管理をお引き受けいたします。期日にお取り立てを行い口座にご入金いたします。 |
| 給 与 振 込 | 毎月の給料やボーナスがおお客様の口座に自動的に振り込まれ、支払日の朝からお受け取りいただけます。給料日が出張や休暇中でも安心です。 |

証券窓販業務

個人向け利付国庫債券（個人向け国債）、投資信託の窓口販売のお取り扱いをしております。

| 種 類 | 特 徴 |
|-----|---|
| 国 債 | 国が発行する信用力・安全性が極めて高い債券です。生活設計にあわせてお選びいただけます。 |

JAバンク・セーフティネット

JAバンクでは、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」により「JAバンク・セーフティネット」を構築しています。
これにより、組合員・利用者のみなさまにより一層の安全をお届けしています。

破綻未然 防止システム



貯金保険制度

JAバンクの健全性を確保し、JAなどの経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。

具体的には次のとおりです。

- ① 個々のJAなどの経営状況についてチェック（モニタリング）を行い問題点を早期に発見。
- ② 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善などを実施。
- ③ 全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金」などを活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

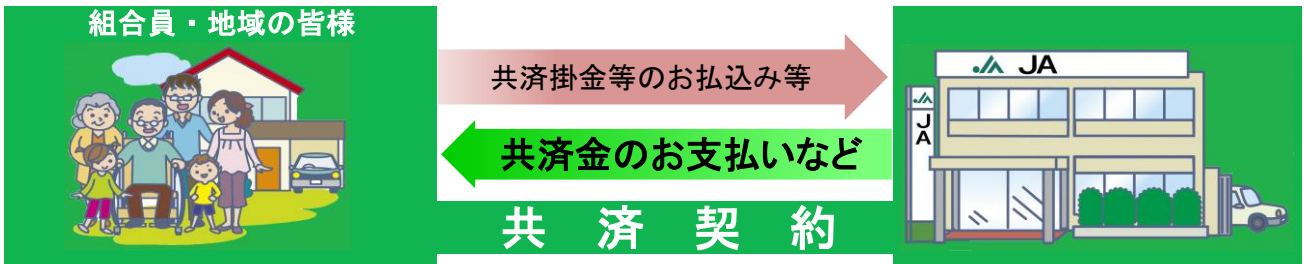
「貯金保険制度」は、JA・信連・農林中金などが加入している、貯金者保護のための公的な制度です。

万が一、JAが貯金などの払戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度です。

「貯金保険制度」による貯金者保護の仕組みは、銀行・信金・信組・労金などが加入している「預金保険制度」と基本的に同様の内容です。

2 共済事業

共済事業は、組合員・地域の皆様の暮らしに潜むリスクに幅広く対応するため、「ひと」・「いえ」・「くるま」の総合保障を提供しています。
当JAは暮らしのパートナーとして、ご利用者の皆様の一人ひとりのライフスタイルに合わせた人生設計に応えられる保障を提供することで、「安心」と「満足」をお届けいたします。



※ JA共済は、JAとJA共済連がそれぞれ機能分担を行い、組合員・地域の皆様に密着した生活総合保障活動を行っています。



万一の保障、医療や介護、年金の保障で、ご家族やご自身のくらしをサポートします。

- 万一のときの家族の生活に備える
- 入院や手術に備える
- 教育資金や老後に備える

| 種類 | 特徴 |
|-------------|--|
| 終身共済 | 一生涯にわたって万一のときを保障するプランです。ニーズに合わせて、特約を付加することにより保障内容を自由に設計することもできます。 |
| 養老生命共済 | 「万一のときの保障」と「将来の資金づくり」で保障と貯蓄を両立させたプランです。「満期で受け取る」、「途中で受け取る」など貯蓄的な機能と「充実した保障」とさまざまなプランを選択いただけます。 |
| 引受緩和型終身共済 | 健康状態に不安のある方でもご加入しやすい万一保障プランです。通院中の方も、病歴がある方も簡便な告知でご加入いただけます。18歳～80歳の方まで幅広くご利用いただけます。 |
| 医療共済 | 病気やケガによる入院・手術を手厚く保障するプランです。一人ひとりのニーズにあわせて、保障の手厚さ、保障の長さ、掛金を払う期間などを選ぶことができます。先進医療保障を加えることで、最新の治療を安心して受けることができます。さらに、万一保障を加えたり、がん保障を充実させることもできます。 |
| がん共済 | がんと闘うあなたの「生きる」を応援し、一生涯にわたって手厚く保障するプランです。ニーズにあわせて、先進医療保障を加えたり、入院・手術等の保障を充実させることもできます。 |
| 介護共済 | 「長生きの時代に安心して暮らしていける」に備えるプランです。公的介護保険制度に定める「要介護2～5」に認定されたとき、または所定の重度要介護状態になったときなどに介護共済金が受け取れます。 |
| 生活障害共済 | 病気やケガにより身体に障害が残ったときの収入の減少や支出の増加に備えられる幅広い保障プランです。「継続的にささえるプラン」と「まとまったお金で支えるプラン」を選択いただけます。 |
| 子ども共済 | 「お子さまの入学資金づくり」に加え、「お子さまの入院・手術も保障」するお子様向けのプランです。「ご契約者(親)がもしものとき、共済掛金いただかない」、「入園、入学にあわせて学資金を受け取る」など保障・特約を選択いただけます。 |
| 予定利率変動型年金共済 | 「確実に受け取れる」をモットーに積立感覚で老後の生活資金を計画的に準備するためのプランです。医師の審査なしの簡単な手続きで加入でき、最低保障予定利率が設定されているので安心です。 |



火災のほか、地震などの自然災害から、大切な建物や家財をお守りします。

火災に備える

地震などの自然災害に備える

災害等によるケガに備える

| 種類 | 特徴 |
|------------------|---|
| 建物更生共済 むてきプラン | 「建物」や「家財」の損害を幅広く保障するプランです。プランにより、火災はもちろん、台風や地震などの自然災害やケガにも、しっかり備えることができます。掛け捨てではありませんので満期共済金は、建物の新築・増改築や家財の買替資金として活用できます。 |
| 火災共済 | お住まいの建物の火災によって損害を受けた時に保障するプランです。 |



自動車事故のさまざまなリスクに、充実の保障とサービスでお応えします。

相手方への賠償に備える

事故によるケガ等に備える

お車の修理に備える

| 種類 | 特徴 |
|----------------|---|
| 自動車共済 クルマスタ | 事故にあわれた相手方への対人・対物保障をはじめ、お車を運転されていたご自身・同乗されていた方々のための傷害補償や車両保障など万一の事故に幅広く保障するプランです。 |
| 自賠償共済 | 自動車事故被害者の保護・救済のため法律に基づき、すべての自動車（バイク・原付も含みます）に加入が義務づけられています。未加入の場合、法律違反となりますのでご注意ください。 |

3 経済事業

経済事業には、農業者が生産した新鮮な野菜などの農畜産物を消費者にお届けする「販売事業」と、農業に必要な資材や暮らしに必要なさまざまな生活用品を提供する「購買事業」があり、農業と地域の皆様の暮らしを結ぶお手伝いをしています。

また、各地区の直売施設では、新鮮で安全・安心な地場農畜産物を販売しています。

販売事業

管内で生産された農畜産物を農業者に代わって販売しています。

生産者と消費者を結ぶ「架け橋」として、農業者の所得向上につなげるとともに、新鮮で安全・安心な地場農畜産物を消費者に届けています。



購買事業

農業生産に必要な資材や暮らしに必要な生活用品等を組合員や地域の皆様へ提供する事業です。計画的な仕入れにより、安価で良品質の商品を安定的に提供しています。



4 宅地等供給事業

組合員の皆様の大切な農地などの資産管理および有効活用について相談・支援する事業です。

不動産仲介業務・アパート管理なども行っており、地域の皆さまに良好な環境と質の高い賃貸住宅を提供し、豊かな地域社会づくりのお手伝いをさせていただきます。

5 利用事業

J A東京みなみセンターでは、組合員や地域住民の皆様安心してご利用していただけるよう事前相談などを通じ、葬儀に対する不安を少しでも解消し、「真心のこもった」ご葬儀のお手伝いをさせていただきます。また、24時間体制でご家族の方の万が一に 대응される体制を整えています。

また、J A葬祭センターは、年中無休24時間体制でご家族の方の万が一に 対応される体制を整えています。

6 指導事業

営農指導はJ Aの最も重要な分野であり、付加価値の高い農産物の生産などによる組合員の所得向上を図り、行政機関とともに都市農業の振興に積極的に取り組んでいます。

- 平成29年10月に新設された大型農産物直売所「みなみの恵み」等、ファーマーズマーケットを拠点とする販売力の強化と農業生産の拡大を実現するため、『TAC』の営農指導力・事業提案力が不可欠であり、その機能発揮を図っています。
- 消費者や地域住民に新鮮・安全・安心な農畜産物の直売や学校給食への供給、体験農業などの食農教育を通じた「身近で大切な農業」を果たす多面的機能のある都市農業への理解を農業者とともに進めています。

※TAC（タック）：担い手農家組合員に出向く活動を行う「指導経済渉外担当者」

各種手数料

※ここに掲載しました手数料は、令和3年5月1日現在のものです。また個々の取引内容により手数料が異なる場合や新たに付加される場合がありますので窓口でご確認ください。なお、金額には消費税を含んでおります。

為替手数料

| 種 類 | | 同一店舗内振込 | 当組合本支店あて | 他金融機関あて |
|-------|-----------|-----------------|----------|---------|
| 振込 | 文書扱い | 1万円未満1件につき | | 330円 |
| | | 1万円以上3万円未満1件につき | | 440円 |
| | | 3万円以上1件につき | | 660円 |
| 手 | 電信扱い | 1万円未満1件につき | 無料 | 110円 |
| | | 1万円以上3万円未満1件につき | 無料 | 220円 |
| | | 3万円以上1件につき | 無料 | 440円 |
| 数 | ATM扱い | 1万円未満1件につき | 無料 | 110円 |
| | | 1万円以上3万円未満1件につき | 無料 | 110円 |
| | | 3万円以上1件につき | 無料 | 330円 |
| 料 | インターネット扱い | 1万円未満1件につき | 無料 | 110円 |
| | | 1万円以上3万円未満1件につき | 無料 | 110円 |
| | | 3万円以上1件につき | 無料 | 220円 |
| 送金手数料 | | 1件につき | | 440円 |

手形・小切手取立等手数料

| 種 類 | 手 数 料 | |
|-------|---------------|--------------|
| 代金取立 | | |
| 普通扱い | 1通につき 990円 | |
| 至急扱い | 1通につき 1,100円 | |
| そ の 他 | 送金・振込の組戻料 | 1件につき 660円 |
| | 取立手形の組戻料 | 1通につき 1,100円 |
| | 不渡手形の返却料 | 1通につき 1,100円 |
| | 取立手形の店頭呈示料(※) | 1通につき 1,100円 |
| | 離島回金手数料 | 無料 |

※ただし、1,100円を超える経費を要する場合は、その実費とする。

手形・小切手発行手数料

| 種 類 | 手 数 料 |
|------------|--------|
| 当座小切手(50枚) | 1,100円 |
| 約束手形(20枚) | 880円 |
| 為替手形(20枚) | 880円 |
| 専用手形(1枚) | 770円 |
| 自己宛小切手(1枚) | 770円 |

当座貯金開設手数料

| 種 類 | 手 数 料 |
|---------|--------|
| 当座貯金 | 無料 |
| マル専当座貯金 | 3,300円 |

硬貨両替・金種指定払出手数料

| 手 数 料 | 両 替 金 受 入 ・ 払 出 枚 数 | | | |
|-------|---------------------|-------------|-----------|-------|
| | 100枚まで | 101枚~300枚まで | 301枚~500枚 | 501枚~ |
| | 無料 | 110円 | 220円 | 330円 |

※ご持参(両替前)の枚数とお持ち帰り(両替後)の枚数のいずれが多い方となります。

振込送金等手数料

| 種 | 類 | 手 数 料 |
|----------------|---|---------------|
| 1 契約送金の都度取扱手数料 | | 5 5 円 |
| 自店舗 | | 5 5 円 |
| 僚店 | | 5 5 円 + 振込手数料 |
| 他金融機関 | | 5 5 円 + 振込手数料 |

※当農協支店間・他農協・他金融機関への送金は、振込手数料がかかります。

その他の手数料

| 種 | 類 | 手 数 料 |
|-----------------------|-------------------|-------------|
| 残高証明書（貯金） | | |
| 発行基準日が発行依頼日の3ヵ月未満（1通） | | 220円 |
| 発行基準日が発行依頼日の3ヵ月以上（1通） | | 550円 |
| 取引履歴明細（1口座毎） | | |
| 過去5年以内 | 枚数10枚まで | 550円 |
| 過去5年超 | 枚数10枚まで | 1,100円 |
| | 枚数10枚超は1枚につき | 22円 |
| | 郵送による交付をご希望の場合は別途 | 1,000円 |
| 残高証明書（出資金）1通につき | | 220円 |
| その他証明書（お客様ご指定書式等） | | 各手数料に準ずる |
| 通帳・証書再発行 | | 550円 |
| ICキャッシュカードの再発行 | | 1,100円 |
| 貸金庫カードの再発行 | | 1,100円 |
| 定時自動送金※ | | |
| 1 契約 送金の都度 取扱手数料 | | 55円 |
| 自店舗 | | 55円 + 無料 |
| 僚店 | | 55円 + 振込手数料 |
| 他金融機関 | | 55円 + 振込手数料 |

※当農協支店間・他農協・他金融機関への送金は、別途振込手数料がかかります。

融資関係手数料

| 種 | 類 | 手 数 料 |
|-------|----------|---------|
| 残高証明書 | | 220円 |
| 新規実行 | | |
| | 住宅ローン | 33,000円 |
| | その他ローン | 5,500円 |
| 条件変更 | | |
| | 住宅ローン | 11,000円 |
| | その他ローン | 5,500円 |
| 繰上償還 | | |
| | 一部繰上 | 11,000円 |
| | 全額償還 | |
| | 3年未満 | 22,000円 |
| | 3年超5年未満 | 11,000円 |
| | 5年超10年未満 | 5,500円 |

金庫利用手数料

| 種 | 類 | 手 数 料 |
|-----|-------------|------------|
| 貸金庫 | | |
| | 中型（高さ100mm） | 年間 19,800円 |
| | 大型（高さ140mm） | 年間 26,400円 |
| | 貸金庫カード再発行 | 1,100円 |

貸借対照表

資産の部

(単位：千円)

| 科 目 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|------------------|--------------------|--------------------|
| 1. 信用事業資産 | 184,185,839 | 186,294,581 |
| (1) 現金 | 505,746 | 520,878 |
| (2) 預金 | 125,209,052 | 126,814,437 |
| 系統預金 | 122,709,052 | 124,314,433 |
| 系統外預金 | 2,500,000 | 2,500,004 |
| (3) 有価証券 | 20,416,518 | 20,873,997 |
| 国債 | 4,224,371 | 4,818,779 |
| 地方債 | 3,185,392 | 2,728,108 |
| 政府保証債 | 231,300 | 229,510 |
| 社債 | 11,303,955 | 11,666,950 |
| 受益証券 | 1,471,500 | 1,430,650 |
| (4) 貸出金 | 37,924,531 | 37,968,980 |
| (5) その他の信用事業資産 | 162,221 | 144,444 |
| 未収収益 | 139,275 | 126,531 |
| その他の資産 | 22,945 | 17,912 |
| (6) 貸倒引当金 | △32,231 | △28,156 |
| 2. 共済事業資産 | 7,739 | 8,453 |
| (1) その他の共済事業資産 | 7,739 | 8,453 |
| 3. 経済事業資産 | 40,382 | 42,269 |
| (1) 経済事業未収金 | 14,110 | 15,708 |
| (2) 棚卸資産 | 25,421 | 25,875 |
| 購買品 | 22,435 | 22,406 |
| その他の棚卸資産 | 2,985 | 3,468 |
| (3) その他の経済事業資産 | 850 | 690 |
| (4) 貸倒引当金 | - | △5 |
| 4. 雑資産 | 283,464 | 254,403 |
| (1) 雑資産 | 283,464 | 254,403 |
| 5. 固定資産 | 2,448,681 | 2,315,136 |
| (1) 有形固定資産 | 2,434,808 | 2,302,582 |
| 建物 | 2,850,225 | 2,850,930 |
| 機械装置 | 28,610 | 28,544 |
| 土地 | 481,541 | 481,541 |
| その他の有形固定資産 | 519,924 | 520,332 |
| 減価償却累計額 | △1,445,491 | △1,578,766 |
| (2) 無形固定資産 | 13,873 | 12,553 |
| その他の無形固定資産 | 13,873 | 12,553 |
| 6. 外部出資 | 6,819,690 | 6,865,020 |
| (1) 外部出資 | 6,819,690 | 6,865,020 |
| 系統出資 | 5,885,380 | 5,931,710 |
| 系統外出資 | 934,310 | 933,310 |
| 7. 繰延税金資産 | 66,117 | 72,233 |
| 資産の部合計 | 193,851,916 | 195,852,097 |

負債の部

(単位：千円)

| 科 目 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|--------------------|--------------------|--------------------|
| 1. 信用事業負債 | 177,288,972 | 179,385,003 |
| (1) 貯金 | 177,224,082 | 179,333,110 |
| (2) その他の信用事業負債 | 64,889 | 51,892 |
| 未払費用 | 17,087 | 13,999 |
| その他の負債 | 47,802 | 37,893 |
| 2. 共済事業負債 | 343,422 | 308,249 |
| (1) 共済資金 | 170,257 | 131,536 |
| (2) 未経過共済付加収入 | 168,626 | 171,232 |
| (3) 共済未払費用 | 444 | 600 |
| (4) その他の共済事業負債 | 4,094 | 4,879 |
| 3. 経済事業負債 | 83,506 | 75,620 |
| (1) 経済事業未払金 | 83,494 | 75,469 |
| (2) 経済受託債務 | 11 | 109 |
| (3) その他の経済事業負債 | - | 41 |
| 4. 雑負債 | 280,115 | 224,418 |
| (1) 未払法人税等 | 62,231 | 20,733 |
| (2) 資産除去債務 | 96,355 | 96,831 |
| (3) その他の負債 | 121,529 | 106,854 |
| 5. 諸引当金 | 415,616 | 366,367 |
| (1) 賞与引当金 | 129,159 | 123,631 |
| (2) 退職給付引当金 | 239,748 | 227,227 |
| (3) 役員退職慰労引当金 | 46,708 | 15,508 |
| 負債の部合計 | 178,411,633 | 180,359,659 |
| ・純資産の部 | | |
| 1. 組合員資本 | 15,230,556 | 15,321,420 |
| (1) 出資金 | 701,685 | 693,899 |
| (2) 資本準備金 | 429 | 429 |
| (3) 利益剰余金 | 14,547,968 | 14,647,604 |
| 利益準備金 | 1,510,010 | 1,510,010 |
| その他の利益剰余金 | 13,037,958 | 13,137,594 |
| 目的積立金 | 2,246,000 | 2,426,000 |
| 特別積立金 | 9,825,000 | 9,875,000 |
| 当期末処分剰余金 | 966,958 | 836,594 |
| (うち当期剰余金) | (358,174) | (260,275) |
| (4) 処分未済持分 | △19,526 | △20,513 |
| 2. 評価・換算差額等 | 209,725 | 171,017 |
| (1) その他有価証券評価差額金 | 209,725 | 171,017 |
| 純資産の部合計 | 15,440,282 | 15,492,438 |
| 負債及び純資産の部合計 | 193,851,916 | 195,852,097 |

損益計算書

(単位：千円)

| 科 目 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----------------|------------------|------------------|
| 1. 事業総利益 | 2,346,702 | 2,125,194 |
| 事業収益 | 3,204,867 | 3,099,325 |
| 事業費用 | 858,165 | 974,130 |
| (1) 信用事業収益 | 1,642,320 | 1,499,740 |
| 資金運用収益 | 1,405,979 | 1,394,652 |
| (うち預金利息) | (535,933) | (556,841) |
| (うち有価証券利息) | (197,748) | (200,022) |
| (うち貸出金利息) | (515,504) | (477,012) |
| (うちその他受入利息) | (156,793) | (160,775) |
| 役務取引等収益 | 34,401 | 34,129 |
| その他事業直接収益 | 162,685 | 29,416 |
| その他経常収益 | 39,254 | 41,540 |
| (2) 信用事業費用 | 32,792 | 106,497 |
| 資金調達費用 | 34,895 | 28,596 |
| (うち貯金利息) | (34,484) | (28,136) |
| (うち給付補填備金繰入) | (404) | (457) |
| (うちその他支払利息) | (5) | (2) |
| 役務取引等費用 | 6,957 | 6,245 |
| その他事業直接費用 | 1,663 | 2,692 |
| その他経常費用 | △10,723 | 68,962 |
| (うち貸倒引当金戻入益) | (△102,151) | (△4,074) |
| 信用事業総利益 | 1,609,527 | 1,393,242 |
| (3) 共済事業収益 | 466,952 | 448,362 |
| 共済付加収入 | 431,381 | 417,559 |
| その他の収益 | 35,570 | 30,802 |
| (4) 共済事業費用 | 17,714 | 18,357 |
| 共済推進費 | 15,403 | 15,895 |
| その他の費用 | 2,311 | 2,461 |
| 共済事業総利益 | 449,237 | 430,005 |
| (5) 購買事業収益 | 470,594 | 599,284 |
| 購買品供給高 | 467,515 | 594,069 |
| 購買手数料 | 1,211 | 1,761 |
| その他の収益 | 1,867 | 3,453 |
| (6) 購買事業費用 | 414,209 | 525,469 |
| 購買品供給原価 | 406,440 | 522,071 |
| その他の費用 | 7,768 | 3,397 |
| (うち貸倒引当金繰入額) | - | (5) |
| (うち貸倒引当金戻入益) | (△13) | - |
| 購買事業総利益 | 56,385 | 73,814 |
| (7) 販売事業収益 | 191,910 | 225,794 |
| 販売品販売高 | 180,647 | 212,280 |
| 販売手数料 | 11,112 | 13,321 |
| その他の収益 | 150 | 193 |
| (8) 販売事業費用 | 151,362 | 178,066 |
| 販売品販売原価 | 148,468 | 173,734 |
| その他の費用 | 2,893 | 4,332 |
| 販売事業総利益 | 40,548 | 47,728 |

| 科 目 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----------------------------|------------------|------------------|
| (9) 加工事業収益 | 476 | 465 |
| (10) 加工事業費用 | 7 | 33 |
| 加工事業総利益 | 469 | 432 |
| (11) 利用事業収益 | 315,903 | 186,113 |
| (12) 利用事業費用 (うち貸倒引当金戻入益) | 195,574 (△13) | 108,746 - |
| 利用事業総利益 | 120,328 | 77,367 |
| (13) 宅地等供給事業収益 | 104,507 | 131,913 |
| (14) 宅地等供給事業費用 | 4,717 | 4,899 |
| 宅地等供給事業総利益 | 99,790 | 127,013 |
| (15) 指導事業収入 | 12,201 | 7,650 |
| (16) 指導事業支出 | 41,786 | 32,059 |
| 指導事業収支差額 | △29,584 | △24,409 |
| 2. 事業管理費 | 1,986,810 | 1,918,550 |
| (1) 人件費 | 1,390,805 | 1,352,019 |
| (2) 業務費 | 199,637 | 170,088 |
| (3) 諸税負担金 | 97,844 | 94,155 |
| (4) 施設費 | 291,314 | 292,683 |
| (5) その他事業管理費 | 7,208 | 9,603 |
| 事業利益 | 359,891 | 206,644 |
| 3. 事業外収益 | 84,475 | 103,188 |
| (1) 受取雑利息 | 45 | 24 |
| (2) 受取出資配当金 | 68,838 | 80,048 |
| (3) 賃貸料 | 8,951 | 11,083 |
| (4) 雑収入 | 6,640 | 12,032 |
| 4. 事業外費用 | 1,065 | 1,823 |
| (1) 寄付金 | 991 | 575 |
| (2) 雑損失 (うち貸倒引当金戻入益) | 74 (△13) | 1,248 - |
| 経常利益 | 443,301 | 308,008 |
| 税引前当期利益 | 443,301 | 308,008 |
| 法人税・住民税及び事業税 | 77,474 | 38,878 |
| 法人税等調整額 | 7,652 | 8,854 |
| 法人税等合計 | 85,127 | 47,733 |
| 当期剰余金 | 358,174 | 260,275 |
| 当期首繰越剰余金 | 608,783 | 576,318 |
| 当期未処分剰余金 | 966,958 | 836,594 |

第 32 期 注記表

東京南農業協同組合

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 評価基準及び評価方法

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券 : 償却原価法（定額法）
- ② その他有価証券
 - (イ) 時価のあるもの : 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - (ロ) 時価のないもの : 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購 買 品 : 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しています。

その他の棚卸資産 : 買取販売品については、移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）、買取販売品以外については、個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び決算事務手続要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退任慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

4. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

5. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

6. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当JAは、事業別の収益および費用について、事業間取引の相殺消去を行っています。また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(追加情報)

改正企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の適用に伴い、従来、損益計算書に関する注記に記載しておりました事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法に関する事項をその他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項に記載しています。

II. 表示方法の変更に関する注記

1. 会計上の見積りの開示に関する会計基準（企業会計基準第31号2020年3月31日）の適用

新設された農業協同組合法施行規則第126条の3の2により「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号2020年3月31日）を適用し、当事業年度より貸倒引当金、繰延税金資産の回収可能性、固定資産の減損に関する見積りについての情報を「会計上の見積りに関する注記」に記載しています。

Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

28,162 千円※

※貸倒引当金の総額を記載しています。事業別の内訳は、「貸借対照表等の附属明細書」の「引当金等の明細」に記載しています。

(2) その他の情報

貸倒引当金の見積りにあたって採用した計上基準については、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「引当金の計上基準」に記載しています。また、債務者の実態に応じた財務状況、資金繰り、収益力等を検討した上で、返済能力を判断し、これを貸倒引当金の見積りに関する主要な仮定としています。

債務者の財務状況、資金繰り、収益力の変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

159,500 千円※

※繰延税金資産の総額を記載しています。繰延税金資産の内訳は、「Ⅷ. 税効果会計に関する注記」の「1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳」に記載しています。

(2) その他の情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に基づき、一時差異等のスケジューリングの結果、スケジューリング可能な将来減算一時差異等について計上しています。しかし、当該見積りは将来の不確実な経営環境及び当JAの経営状況の影響を受けることから、今後の課税所得の推移状況によって、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により法定実効税率が変更された場合にも、同様の可能性があります。

3. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の計算書類に計上した減損損失はありません。

(2) その他の情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

IV. 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は398,142千円であり、その内訳は次のとおりです。

| | | | | | |
|------|-----------|-----|----------|--------|----------|
| 建物 | 292,724千円 | 構築物 | 77,997千円 | 機械及び装置 | 14,978千円 |
| 器具備品 | 12,442千円 | | | | |

2. 担保に供している資産

国債30,129千円を宅地建物取引業法に定められた営業保証金の代用として供託しています。また、定期預金1,100,000千円を為替決済の担保として、定期預金500千円を公金事務取扱に係る担保として差し入れています。

3. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 702,736 千円

4. 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額はありません。延滞債権額は108,464千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は108,464千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当JAは組合員等からお預かりした貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を東京都信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当JAが保有する金融資産は、主として当JA管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

預金には仕組預金が含まれています。

また、有価証券は主に債券、投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資部 融資審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。また、貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っており、不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。資産自己査定の結果、貸倒引当金については経理規程及び決算事務手続要領に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する余裕金運用会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び余裕金運用会議で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当JAで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当JAにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当JAでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.12%上昇したものと想定した場合には、経済価値が252,244千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位：千円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-----------|-------------|-------------|---------|
| 預金 | 126,814,437 | 126,746,141 | △68,296 |
| 有価証券 | | | |
| 満期保有目的の債券 | 3,600,000 | 3,605,810 | 5,810 |
| その他有価証券 | 17,273,997 | 17,273,997 | - |
| 貸出金(*1) | 37,970,199 | | |
| 貸倒引当金(*2) | △ 28,156 | | |
| 貸倒引当金控除後 | 37,942,042 | 38,505,705 | 563,662 |
| 資産計 | 185,630,477 | 186,131,654 | 501,176 |
| 貯金 | 179,333,110 | 179,347,453 | 14,342 |
| 借入金 | - | - | - |
| 負債計 | 179,333,110 | 179,347,453 | 14,342 |

(*1) 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金1,218千円を含めています。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

なお、預金に含まれる仕組預金の時価は、取引金融機関から提示された価格によっています。

② 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしていません。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②借入金

借入金は、日本銀行の「日本経済の成長基盤強化に向けた民間金融機関の取り組みを支援するために行う資金供給」に基づく資金です。

無利息の借入金であることから、時価は当該帳簿価額によっています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

貸借対照表計上額

6,865,020

外部出資

外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|-----------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|
| 預金 | 124,314,437 | | | | | 2,500,000 |
| 有価証券 | | | | | | |
| 満期保有目的の債券 | - | - | - | - | - | 3,600,000 |
| その他有価証券のうち 満期があるもの | 16,663 | 218,613 | 416,663 | 946,663 | 16,663 | 15,323,722 |
| 貸出金(*1,2) | 2,699,351 | 2,528,240 | 2,842,930 | 2,259,152 | 2,197,135 | 25,059,450 |
| 合計 | 127,030,452 | 2,746,853 | 3,259,594 | 3,205,815 | 2,213,799 | 46,483,172 |

(*1) 貸出金のうち、当座貸越69,082千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件382,720千円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|
| 貯金(*1) | 176,790,818 | 1,412,386 | 867,557 | 152,588 | 109,758 | |
| 借入金 | | | | | | |
| 合計 | 176,790,818 | 1,412,386 | 867,557 | 152,588 | 109,758 | - |

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VI. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

(1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

| | | 貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 |
|--------------------|-----|-----------|-----------|---------|
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの | 社 債 | 2,100,000 | 2,156,680 | 56,680 |
| | 小 計 | 2,100,000 | 2,156,680 | 56,680 |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 社 債 | 1,500,000 | 1,449,130 | △50,870 |
| | 小 計 | 1,500,000 | 1,449,130 | △50,870 |
| 合 計 | | 3,600,000 | 3,605,810 | 5,810 |

(2) その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

| | | 貸借対照表計上額 | 取得原価又は償却原価 | 差額(*) |
|----------------------------|-------|------------|------------|----------|
| 貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの | 債券 | | | |
| | 国債 | 723,959 | 630,181 | 93,777 |
| | 地方債 | 2,336,946 | 2,084,803 | 252,142 |
| | 政府保証債 | 229,510 | 200,819 | 28,690 |
| | 社債 | 5,768,410 | 5,606,794 | 161,615 |
| | 受益証券 | - | - | - |
| | 小 計 | 9,058,825 | 8,522,599 | 536,226 |
| 貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの | 債券 | | | |
| | 国債 | 4,094,820 | 4,220,360 | △125,540 |
| | 地方債 | 391,161 | 395,000 | △3,838 |
| | 政府保証債 | - | - | - |
| | 社債 | 2,298,540 | 2,398,874 | △100,334 |
| | 受益証券 | 1,430,650 | 1,500,000 | △69,350 |
| | 小 計 | 8,215,171 | 8,514,235 | △299,063 |
| 合 計 | | 17,273,997 | 17,036,835 | 237,162 |

(*)なお、上記差額から繰延税金負債66,144千円を差し引いた額171,017千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

| | 売却額 | 売却益 | 売却損 |
|-----|-----------|--------|-------|
| 債券 | | | |
| 国債 | 494,959 | 3,281 | - |
| 地方債 | 703,357 | 23,450 | - |
| 社債 | 589,992 | 2,685 | 2,692 |
| 合 計 | 1,788,309 | 29,416 | 2,692 |

VII. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会による退職金共済制度に加入しており、退職金共済制度における当JAの給付額638,595千円を控除したものを退職給付債務としています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

| | | | |
|-----------------|---|---------|----|
| 期首における退職給付引当金 | | 239,748 | 千円 |
| 退職給付費用 | | 30,440 | 千円 |
| 確定給付企業年金制度への拠出金 | △ | | 千円 |
| 退職給付の支払額 | △ | 42,960 | 千円 |
| 期末における退職給付引当金 | | 227,227 | 千円 |

(3) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

| | | | |
|------------|---|---------|----|
| 退職給付債務 | | 227,227 | 千円 |
| 確定給付企業年金制度 | △ | 0 | 千円 |
| 未積立退職給付債務 | | 227,227 | 千円 |
| 退職給付引当金 | | 227,227 | 千円 |

(4) 退職給付に関連する損益

| | | | |
|----------------|--|--------|----|
| 勤務費用 | | 30,440 | 千円 |
| 特定退職金共済制度への拠出金 | | 40,801 | 千円 |
| 臨時に支払った割増退職金 | | 4,000 | 千円 |
| 合計 | | 75,241 | 千円 |

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち法定福利費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金14,041千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和3年3月31日現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、164,151千円となっています。

VIII. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

| 繰延税金資産 | | |
|---------------------|--|---------|
| 貸倒引当金 | | |
| 賞与引当金 | | 34,480 |
| 退職給付引当金 | | 63,373 |
| 役員退職慰労引当金 | | 4,325 |
| 賞与引当金未払保険料 | | 5,247 |
| 未払法人事業税及び未払特別法人事業税 | | 2,469 |
| 資産除去債務 | | 27,006 |
| 減価償却超過額 | | 26,389 |
| その他 | | 834 |
| 特例業務負担金引当金 | | |
| 繰延税金資産小計 | | 164,126 |
| 評価性引当額 | | △4,625 |
| 繰延税金資産合計 (A) | | 159,500 |
| 繰延税金負債 | | |
| その他有価証券評価差額金 | | △66,144 |
| 資産除去債務 (建物・構築物) | | △21,121 |
| 繰延税金負債合計 (B) | | △87,266 |
| 繰延税金資産の純額 (A) + (B) | | 72,233 |

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

| | |
|----------------------|----------|
| 法定実効税率 | 27.89 % |
| (調整) | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 3.62 % |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △3.62 % |
| 住民税均等割等 | 0.28 % |
| 評価性引当額の増減 | 0.62 % |
| 事業分量配当金 | △13.14 % |
| 税率変更による期末繰延税金資産の増額修正 | % |
| その他 | △0.15 % |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 15.50 % |

IX. その他の注記

1. 資産除去債務に関する注記

貸借対照表に計上している資産除去債務

(1) 当該資産除去債務の概要

当JAの日野支店金融店舗兼日野万願寺直売所は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約を締結しており、賃貸契約終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込み期間は18年、割引率は0.4938%を採用しています。

(3) 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

| | |
|------------|----------|
| 期首残高 | 96,355千円 |
| 時の経過による調整額 | 476千円 |
| 期末残高 | 96,831千円 |

第 31 期 注記表

東京南農業協同組合

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 評価基準及び評価方法

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

①満期保有目的の債券 : 償却原価法（定額法）

②その他有価証券

(イ) 時価のあるもの : 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(ロ) 時価のないもの : 移動平均法による原価法

(2) 金銭の信託の評価基準及び評価方法

金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに期末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購入品 : 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しています。

その他の棚卸資産 : 買取販売品については、移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）、買取販売品以外については、個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び決算事務手続要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退任慰労金規程に基づく期末要支給額を計上していません。

4. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

5. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

II. 表示方法の変更に関する注記

1. 損益計算書の表示方法

農業協同組合法施行規則の改正に伴い、損益計算書に各事業ごとの収益及び費用を合算し、各事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」「事業費用」を損益計算書に表示しています。

III. 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は398,142千円であり、その内訳は次のとおりです。

| | | | | | |
|------|-----------|-----|----------|------|----------|
| 建物 | 292,724千円 | 構築物 | 77,997千円 | 機械装置 | 14,978千円 |
| 器具備品 | 12,442千円 | | | | |

2. 担保に供している資産

国債30,171千円を宅地建物取引業法に定められた営業保証金の代用として供託しています。また、定期預金1,100,000千円を為替決済の担保に供しています。

3. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 606,518 千円

4. 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額はありません。延滞債権額は131,016千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は131,016千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

IV. 損益計算書に関する注記

1. 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法に関する追加情報の注記

当JAは、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺消去を行っております。また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当JAは組合員等からお預かりした貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を東京都信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当JAが保有する金融資産は、主として当JA管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

預金には仕組預金が含まれています。

また、有価証券は主に債券、投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資部融資審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。また、貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っており、不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。資産自己査定の結果、貸倒引当金については経理規程及び決算事務手続要領に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する余裕金運用会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び余裕金運用会議で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当JAで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当JAにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当JAでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.13%上昇したものと想定した場合には、経済価値が292,599千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位：千円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-----------|-------------|-------------|----------|
| 預金 | 125,209,052 | 125,246,528 | 37,475 |
| 有価証券 | | | |
| 満期保有目的の債券 | 3,900,000 | 3,725,200 | △174,800 |
| 其他有価証券 | 16,516,518 | 16,516,518 | - |
| 貸出金(*1) | 37,926,980 | | |
| 貸倒引当金(*2) | △32,231 | | |
| 貸倒引当金控除後 | 37,894,749 | 38,590,767 | 696,018 |
| 資産計 | 183,520,320 | 184,079,014 | 558,693 |
| 貯金 | 177,224,082 | 177,242,689 | 18,606 |
| 借入金 | - | - | - |
| 負債計 | 177,224,082 | 177,242,689 | 18,606 |

(*1) 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金2,448千円を含めています。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

なお、預金に含まれる仕組預金の時価は、取引金融機関から提示された価格によっています。

② 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしていません。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②借入金

借入金は、日本銀行の「日本経済の成長基盤強化に向けた民間金融機関の取り組みを支援するために行う資金供給」に基づく資金です。

無利息の借入金であることから、時価は当該帳簿価額によっています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

貸借対照表計上額

外部出資

6,819,690

外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|-----------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|
| 預金 | 122,709,052 | - | - | - | - | 2,500,000 |
| 有価証券 | | | | | | |
| 満期保有目的の債券 | - | - | - | - | - | 3,900,000 |
| その他有価証券のうち 満期があるもの | 33,423 | 39,273 | 235,373 | 633,423 | 963,423 | 14,259,826 |
| 貸出金(*1, 2) | 3,554,185 | 2,606,085 | 2,455,290 | 2,299,141 | 2,172,033 | 24,754,296 |
| 合計 | 126,296,661 | 2,645,358 | 2,690,663 | 2,932,564 | 3,135,456 | 45,414,123 |

(*1) 貸出金のうち、当座貸越73,566千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件83,500千円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|
| 貯金(*1) | 174,078,894 | 1,841,294 | 989,455 | 191,612 | 122,825 | - |
| 借入金 | | | | | | |
| 合計 | 174,078,894 | 1,841,294 | 989,455 | 191,612 | 122,825 | - |

(*1)貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VI. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

(1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

| | | 貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 |
|--------------------|-----|-----------|-----------|----------|
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの | 社債 | 1,700,000 | 1,735,690 | 35,690 |
| | 小 計 | 1,700,000 | 1,735,690 | 35,690 |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 社債 | 2,200,000 | 1,989,510 | △210,490 |
| | 小 計 | 2,200,000 | 1,989,510 | △210,490 |
| 合 計 | | 3,900,000 | 3,725,200 | △174,800 |

(2) その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

| | | 貸借対照表計上額 | 取得原価又は 償却原価 | 差額(*) |
|----------------------------|-------|------------|----------------|----------|
| 貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの | 債券 | | | |
| | 国債 | 731,021 | 630,133 | 100,887 |
| | 地方債 | 3,185,392 | 2,874,931 | 310,461 |
| | 政府保証債 | 231,300 | 200,886 | 30,413 |
| | 社債 | 2,797,818 | 2,698,434 | 99,383 |
| | 受益証券 | - | - | - |
| | 小 計 | 6,945,531 | 6,404,385 | 541,145 |
| 貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの | 債券 | | | |
| | 国債 | 3,493,350 | 3,523,277 | △29,927 |
| | 地方債 | - | - | - |
| | 政府保証債 | - | - | - |
| | 社債 | 4,606,137 | 4,798,013 | △191,876 |
| | 受益証券 | 1,471,500 | 1,500,000 | △28,500 |
| | 小 計 | 9,570,987 | 9,821,291 | △250,304 |
| 合 計 | | 16,516,518 | 16,225,677 | 290,841 |

(*)なお、上記差額から繰延税金負債81,115千円を差し引いた額209,725千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

| | 売却額 | 売却益 | 売却損 |
|-----|-----------|---------|-------|
| 債券 | | | |
| 国債 | 2,542,460 | 37,900 | - |
| 地方債 | 298,809 | - | 1,191 |
| 社債 | 3,604,299 | 124,785 | 472 |
| 合 計 | 6,445,568 | 162,685 | 1,663 |

Ⅶ. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会による退職金共済制度に加入しており、退職金共済制度における当JAの給付額674,355千円を控除したものを退職給付債務としています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

| | | | |
|-----------------|---|---------|----|
| 期首における退職給付引当金 | | 250,207 | 千円 |
| 退職給付費用 | | 28,455 | 千円 |
| 確定給付企業年金制度への拠出金 | △ | | 千円 |
| 退職給付の支払額 | △ | 38,914 | 千円 |
| 期末における退職給付引当金 | | 239,748 | 千円 |

(3) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

| | | | |
|------------|---|---------|----|
| 退職給付債務 | | 239,748 | 千円 |
| 確定給付企業年金制度 | △ | | 千円 |
| 未積立退職給付債務 | | 239,748 | 千円 |
| 退職給付引当金 | | 239,748 | 千円 |

(4) 退職給付に関連する損益

| | | | |
|----------------|--|--------|----|
| 勤務費用 | | 28,455 | 千円 |
| 特定退職金共済制度への拠出金 | | 44,796 | 千円 |
| 臨時に支払った割増退職金 | | 3,000 | 千円 |
| 合計 | | 76,251 | 千円 |

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち法定福利費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金14,181千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和2年3月31日現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、183,132千円となっています。

Ⅷ. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

| | | |
|--------------------|--|----------|
| 繰延税金資産 | | |
| 貸倒引当金 | | 31 |
| 賞与引当金 | | 36,022 |
| 退職給付引当金 | | 66,865 |
| 役員退職慰労引当金 | | 13,027 |
| 賞与引当金未払保険料 | | 5,477 |
| 未払法人事業税及び未払地方法人特別税 | | 4,966 |
| 資産除去債務 | | 26,873 |
| 減価償却超過額 | | 18,849 |
| 前払金（厚生費） | | 517 |
| 特例業務負担金引当金 | | |
| 繰延税金資産小計 | | 172,631 |
| 評価性引当額 | | △2,726 |
| 繰延税金資産合計（A） | | 169,904 |
| 繰延税金負債 | | |
| その他有価証券評価差額金 | | △81,115 |
| 資産除去債務（建物・構築物） | | △22,671 |
| 繰延税金負債合計（B） | | △103,786 |
| 繰延税金資産の純額（A）＋（B） | | 66,117 |

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

| | |
|----------------------|--------|
| 法定実効税率 | 27.89% |
| （調整） | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 4.29% |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △2.17% |
| 住民税均等割等 | 0.19% |
| 評価性引当額の増減 | △2.09% |
| 事業分量配当金 | △8.82% |
| 税率変更による期末繰延税金資産の増額修正 | % |
| その他 | △0.10% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 19.20% |

Ⅸ. その他の注記

1. 資産除去債務に関する注記

貸借対照表に計上している資産除去債務

（1）当該資産除去債務の概要

当JAの日野支店金融店舗兼日野万願寺直売所は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約を締結しており、賃貸契約終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

（2）当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込み期間は18年、割引率は0.4938%を採用しています。

（3）当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

| | |
|------------|----------|
| 期首残高 | 95,881千円 |
| 時の経過による調整額 | 473千円 |
| 期末残高 | 96,355千円 |

剰余金処分計算書

(単位：千円、%)

| 科 目 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----------------|----------------|----------------|
| | 令和2年6月27日総代会承認 | 令和3年6月26日総代会承認 |
| 当期末処分剰余金 (A) | 966,958 | 836,594 |
| 任意積立金取崩額 | 220,000 | - |
| 剰余金処分量 (B) | 610,639 | 315,280 |
| 任意積立金 | 450,000 | 150,000 |
| 経営基盤強化積立金 | (400,000) | (150,000) |
| 特別積立金 | 50,000 | - |
| 出資配当金 | 20,408 | 20,187 |
| (出資配当率) | (3.00%) | (3.00%) |
| 事業分量配当金 | 140,230 | 145,093 |
| 次期繰越剰余金 (A - B) | 576,318 | 521,313 |

注1 事業分量配当金の基準は以下のとおりです。

(単位：千円)

| 事業区分 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | |
|-----------|----|--|---------|-----------------------------------|---------|
| | | 配当基準 | 配当金額 | 配当基準 | 配当金額 |
| 信用 | 貯金 | 定期貯金、S定期、自由定期、大口、据置 変動定期平均残高に対し0.2% | 140,230 | 大口定期・S定期・自由期日・積定年間平 均残高に対し0.2% | 145,093 |
| 事業分量配当金合計 | | | 140,230 | | 145,093 |

注2 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

(単位：千円)

| 項目 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----|--------|--------|
| 繰越額 | 37,000 | 28,000 |

部門別損益計算書

◇ 令和2年度

| 区 分 | 合計 | 信 用 業 | 共 済 業 | 農 業 関 連 業 | 生 活 そ の 他 業 | 営 農 指 導 業 | 共 通 管 理 費 等 |
|-------------------------------|-------------|-----------|-----------|-----------|-------------|-----------|-------------|
| 事業収益 ① | 3,099,325 | 1,499,740 | 448,362 | 618,943 | 524,629 | 7,650 | |
| 事業費用 ② | 974,130 | 106,497 | 18,357 | 525,436 | 291,779 | 32,059 | |
| 事業総利益 (①-②) ③ | 2,125,194 | 1,393,242 | 430,005 | 93,506 | 232,849 | △24,409 | |
| 事業管理費 ④ | 1,918,550 | 983,755 | 224,679 | 322,568 | 270,641 | 116,904 | |
| (うち減価償却費 ⑤) | 144,096 | 69,311 | 17,782 | 38,310 | 13,463 | 5,227 | |
| (うち人件費 ⑤') | (1,352,019) | (649,881) | (167,003) | (218,903) | (217,526) | (98,705) | |
| ※うち共通管理費 ⑥ | | 351,348 | 83,876 | 83,109 | 70,951 | 24,745 | △614,030 |
| (うち減価償却費 ⑦) | | (13,130) | (3,134) | (3,106) | (2,651) | (924) | (△22,948) |
| (うち人件費 ⑦') | | (224,485) | (53,590) | (53,100) | (45,332) | (15,810) | (△392,319) |
| 事業利益 (③-④) ⑧ | 206,644 | 409,486 | 205,325 | △229,061 | △37,791 | △141,314 | |
| 事業外収益 ⑨ | 103,188 | 59,044 | 14,095 | 13,966 | 11,923 | 4,158 | |
| ※うち共通分⑩ | | 59,044 | 14,095 | 13,966 | 11,923 | 4,158 | △103,188 |
| 事業外費用 ⑪ | 1,823 | 1,043 | 249 | 246 | 210 | 73 | |
| ※うち共通分⑫ | | 1,043 | 249 | 246 | 210 | 73 | △1,823 |
| 経常利益 (⑧+⑨-⑪) ⑬ | 308,008 | 467,487 | 219,171 | △215,342 | △26,078 | △137,229 | |
| 特別利益 ⑭ | - | - | - | - | - | - | |
| ※うち共通分⑮ | | - | - | - | - | - | - |
| 特別損失 ⑯ | - | - | - | - | - | - | |
| ※うち共通分⑰ | | - | - | - | - | - | - |
| 税引前当期利益 (⑬+⑭-⑯) ⑱ | 308,008 | 467,487 | 219,171 | △215,342 | △26,078 | △137,229 | |
| 営農指導事業分 配賦額 ⑲ | | 83,380 | 19,678 | 22,148 | 12,021 | △137,229 | |
| 営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 (⑱-⑲) ⑳ | 308,008 | 384,107 | 199,492 | △237,490 | △38,100 | | |

※ ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注)

1. 「農業関連事業」とは生産資材購買・販売・倉庫・加工・利用等の事業を指します。

「生活その他事業」とは生活物資購買・宅地等供給等の事業を指します。

2. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

(人頭割+人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割)の平均値

(2) 営農指導事業

(均等割+事業総利益割)の平均値

3. 配賦割合(2の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

| 区 分 | 信 用 業 | 共 済 業 | 農 業 関 連 業 | 生 活 そ の 他 業 | 営 農 指 導 業 | 計 |
|--------|--------|--------|-----------|-------------|-----------|---------|
| 共通管理費 | 57.23% | 13.66% | 13.53% | 11.55% | 4.03% | 100.00% |
| 営農指導事業 | 60.76% | 14.34% | 16.14% | 8.76% | | 100.00% |

◇ 令和元年度

| 区 分 | 合計 | 信 用 業 | 共 済 業 | 農 業 関 連 業 | 生 活 そ の 他 業 | 営 農 指 導 業 | 共 通 管 理 費 等 |
|----------------------------|-------------|-----------|-----------|-----------|-------------|-----------|-------------|
| 事業収益 ① | 3,204,867 | 1,642,320 | 466,952 | 475,907 | 607,485 | 12,201 | |
| 事業費用 ② | 858,165 | 32,792 | 17,714 | 400,777 | 365,094 | 41,786 | |
| 事業総利益 (①-②) ③ | 2,346,702 | 1,609,527 | 449,237 | 75,130 | 242,390 | △29,584 | |
| 事業管理費 ④ | 1,986,810 | 1,039,636 | 245,280 | 302,603 | 278,589 | 120,700 | |
| (うち減価償却費 ⑤) | 150,629 | 74,208 | 18,272 | 38,250 | 14,438 | 5,458 | |
| (うち人件費 ⑤') | (1,390,805) | (666,670) | (180,704) | (210,867) | (226,485) | (106,076) | |
| ※うち共通管理費 ⑥ | | 438,483 | 104,407 | 91,278 | 87,909 | 27,977 | △750,057 |
| (うち減価償却費 ⑦) | | (12,938) | (3,080) | (2,693) | (2,593) | (825) | (△22,131) |
| (うち人件費 ⑦') | | (241,909) | (57,601) | (50,358) | (48,499) | (15,434) | (△413,804) |
| 事業利益 (③-④) ⑧ | 359,891 | 569,890 | 203,957 | △227,473 | △36,198 | △150,284 | |
| 事業外収益 ⑨ | 84,475 | 49,384 | 11,759 | 10,280 | 9,900 | 3,150 | |
| ※うち共通分⑩ | | 49,384 | 11,759 | 10,280 | 9,900 | 3,150 | △84,475 |
| 事業外費用 ⑪ | 1,065 | 623 | 148 | 129 | 124 | 39 | |
| ※うち共通分⑫ | | 623 | 148 | 129 | 124 | 39 | △1,065 |
| 経常利益 (⑧+⑨-⑪) ⑬ | 443,301 | 618,652 | 215,568 | △217,322 | △26,422 | △147,173 | |
| 特別利益 ⑭ | - | - | - | - | - | - | |
| ※うち共通分⑮ | | - | - | - | - | - | - |
| 特別損失 ⑯ | - | - | - | - | - | - | |
| ※うち共通分⑰ | | - | - | - | - | - | - |
| 税引前当期利益 (⑬+⑭-⑯) ⑱ | 443,301 | 618,652 | 215,568 | △217,322 | △26,422 | △147,173 | |
| 営農指導事業分 配賦額 ⑲ | | 91,247 | 21,472 | 21,678 | 12,774 | △147,173 | |
| 営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 (⑱-⑲) ⑳ | 443,301 | 527,404 | 194,095 | △239,001 | △39,197 | | |

※ ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注)

1. 「農業関連事業」とは生産資材購買・販売・倉庫・加工・利用等の事業を指します。

「生活その他事業」とは生活物資購買・宅地等供給等の事業を指します。

2. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

(人頭割+人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割)の平均値

(2) 営農指導事業

(均等割+事業総利益割)の平均値

3. 配賦割合(2の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

| 区 分 | 信 用 業 | 共 済 業 | 農 業 関 連 業 | 生 活 そ の 他 業 | 営 農 指 導 業 | 計 |
|--------|--------|--------|-----------|-------------|-----------|---------|
| 共通管理費 | 58.47% | 13.92% | 12.16% | 11.72% | 3.73% | 100.00% |
| 営農指導事業 | 62.00% | 14.59% | 14.73% | 8.68% | | 100.00% |

確 認 書

- 1 私は、当JAの令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和3年7月16日

東京南農業協同組合

代表理事組合長 **小林 和男**

会計監査人の監査

令和元年度及び令和2年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

損益の状況

最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

| 項 目 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 経常収益(事業収益) | 3,409 | 3,311 | 3,205 | 3,202 | 3,097 |
| 信用事業収益 | 1,786 | 1,743 | 1,674 | 1,642 | 1,499 |
| 共済事業収益 | 473 | 466 | 470 | 466 | 448 |
| 購買事業収益 | 600 | 514 | 436 | 470 | 599 |
| 販売事業収益 | 82 | 151 | 199 | 191 | 225 |
| その他事業収益 | 468 | 437 | 426 | 433 | 326 |
| 経常利益 | 600 | 375 | 371 | 443 | 308 |
| 当期剰余金 | 417 | 310 | 251 | 358 | 260 |
| 出資金 | 727 | 720 | 708 | 701 | 693 |
| (出資口数) | (727, 883) | (720, 206) | (708, 692) | (701, 685) | (693, 899) |
| 純資産額 | 15,362 | 15,481 | 15,578 | 15,440 | 15,492 |
| 総資産額 | 181,134 | 184,155 | 187,764 | 193,851 | 195,852 |
| 貯金等残高 | 164,309 | 167,279 | 170,800 | 177,224 | 179,333 |
| 貸出金残高 | 45,794 | 43,379 | 40,689 | 37,924 | 37,968 |
| 有価証券残高 | 14,110 | 12,790 | 16,073 | 20,416 | 20,873 |
| 剰余金配当金額 | 139 | 146 | 153 | 160 | 165 |
| 出資配当額 | 21 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| 事業利用分量配当額 | 118 | 126 | 133 | 140 | 145 |
| 職員数 | 164 | 156 | 155 | 156 | 156 |
| 単体自己資本比率 | 25.63% | 25.66% | 23.41% | 22.93% | 22.90% |

- 注 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取扱は行っていません。
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

直近の2事業年度における事業の状況を示す指標

利益総括表

(単位：千円、%)

| 項 目 | 令和元年度 | 令和2年度 | 増 減 |
|----------------------|-----------|-----------|----------|
| 資金運用収益 | 1,405,979 | 1,394,652 | △11,327 |
| 役務取引等収益 | 34,401 | 34,129 | △272 |
| その他事業直接収益 | 162,685 | 29,416 | △133,269 |
| その他経常収益 | 39,254 | 41,540 | 2,286 |
| 計 | 1,642,319 | 1,499,737 | △142,582 |
| 資金調達費用 | 34,895 | 28,596 | △6,299 |
| 役務取引等費用 | 6,957 | 6,245 | △712 |
| その他事業直接費用 | 1,663 | 2,692 | 1,029 |
| その他経常費用 | △10,723 | 68,962 | 79,685 |
| 計 | 32,792 | 106,495 | 73,703 |
| 資金運用収支 | 1,371,084 | 1,366,056 | △5,028 |
| 役務取引等収支 | 27,444 | 27,884 | 440 |
| その他信用事業収支 | 210,999 | △698 | △211,697 |
| 信用事業粗利益 | 1,609,527 | 1,393,242 | △216,285 |
| (信用事業粗利益率) | 0.90% | 0.76% | △0.14% |
| 事業粗利益 | 2,340,947 | 2,208,406 | △132,541 |
| (事業粗利益率) | 1.23% | 1.13% | -0.09% |
| 事業純益 | 354,137 | 289,856 | △64,281 |
| 実質事業純益 | 354,137 | 289,856 | △64,281 |
| コア事業純益 | 193,115 | 263,132 | 70,017 |
| コア事業純益(投資信託解約損益を除く。) | 193,115 | 263,132 | 70,017 |

注：信用事業粗利益率＝信用事業総利益÷信用事業資産平均残高×100

事業粗利益＝事業総利益－信用事業に係るその他経常収益－信用事業以外に係るその他の収益＋信用事業に係るその他経常費用

事業粗利益率の計算式を「事業総利益÷総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100」から「事業粗利益÷総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100」に変更しています。

事業純益＝事業粗利益－事業管理費－一般貸倒引当金繰入額(全事業合計。全事業合計で一般貸倒引当金戻入益となる場合は「0」として計算しています。)

実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額

コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益

コア事業純益(投資信託解約損益を除く。)=コア事業純益－投資信託解約損益

資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

| 項 目 | 令和元年度 | | | 令和2年度 | | |
|---------|---------|-------|-------|---------|-------|-------|
| | 平均残高 | 利息 | 利回り | 平均残高 | 利息 | 利回り |
| 資金運用勘定 | 179,273 | 1,405 | 0.78% | 183,783 | 1,394 | 0.75% |
| うち預金 | 121,907 | 692 | 0.56% | 125,685 | 717 | 0.57% |
| うち有価証券 | 18,005 | 197 | 1.09% | 20,437 | 200 | 0.97% |
| うち貸出金 | 39,361 | 515 | 1.30% | 37,661 | 477 | 1.26% |
| 資金調達勘定 | 172,581 | 34 | 0.01% | 178,100 | 28 | 0.01% |
| うち貯金・定積 | 172,581 | 34 | 0.01% | 178,100 | 28 | 0.01% |
| うち譲渡性貯金 | - | - | | - | - | |
| うち借入金 | - | - | | - | - | |
| 総資金利ざや | | | 0.17% | | | 0.19% |

注 1. 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価率(資金調達利回り+経費率)

2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、東京都信用農業協同組合連合会及び農林中央金庫からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

| 項 目 | 令和元年度増減額 | 令和2年度増減額 |
|-----------|----------|----------|
| 受取利息 | △29 | △11 |
| うち貸出金 | △57 | △38 |
| うち商品有価証券 | - | - |
| うち有価証券 | 19 | 2 |
| うちコールローン | - | - |
| うち買入手形 | - | - |
| うち預金 | 9 | 25 |
| 支払利息 | △10 | △6 |
| うち貯金・定期積金 | △10 | △6 |
| うち譲渡性貯金 | - | - |
| うち借入金 | - | - |
| 差し引き | △19 | △5 |

注 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、東京都信用農業協同組合連合会及び農林中央金庫からの事業分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

信用事業

貯金

1 科目別・貯金平均残高

(単位：百万円、%)

| 種 類 | 令和元年度 | 令和2年度 | 増 減 |
|--------|--------------------|--------------------|-------|
| 流動性貯金 | 59,341 (34.3%) | 64,149 (36.0%) | 4,808 |
| 定期性貯金 | 112,985 (65.4%) | 113,744 (63.8%) | 759 |
| その他の貯金 | 251 (0.1%) | 207 (0.1%) | △44 |
| 計 | 172,577 (100.0%) | 178,101 (100.0%) | 5,524 |
| 譲渡性貯金 | - (0.0%) | - (0.0%) | - |
| 合 計 | 172,577 (100.0%) | 178,101 (100.0%) | 5,524 |

注 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3. () 内は構成比

2 定期貯金残高

(単位：百万円、%)

| 種 類 | 令和元年度 | 令和2年度 | 増 減 |
|----------|------------------|------------------|--------|
| 定期貯金 | 113,034 (0.0%) | 111,312 (0.0%) | △1,722 |
| うち固定金利定期 | - (0.0%) | - (0.0%) | - |
| うち変動金利定期 | - (0.0%) | - (0.0%) | - |

注 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3. () 内は構成比

3 財形貯蓄残高

(単位：百万円)

| 種 類 | 令和元年度 | 令和2年度 | 増 減 |
|--------|-------|-------|-----|
| 財形貯蓄残高 | 41 | - | △41 |

貸出金

1 科目別・貸出金平均残高

(単位：百万円、%)

| 種 類 | 令和元年度 | 令和2年度 | 増 減 |
|---------|-------------------|-------------------|--------|
| 手形貸付金 | - (0.0%) | - (0.0%) | - |
| 証書貸付金 | 38,406 (97.5%) | 37,597 (99.8%) | △809 |
| 当座貸越 | 73 (0.1%) | 63 (0.1%) | △10 |
| 制度資金貸付金 | - (0.0%) | - (0.0%) | - |
| 金融機関貸付金 | 880 (2.2%) | - (0.0%) | △880 |
| 割引手形 | - (0.0%) | - (0.0%) | - |
| 合 計 | 39,361 (100.0%) | 37,661 (100.0%) | △1,700 |

() 内は構成比

2 業種別の貸出金残高

(単位：百万円、%)

| 種 類 | 令和元年度 | 令和2年度 | 増 減 |
|------------------|-------------------|-------------------|------|
| 農業 | 744 (1.9%) | 576 (1.5%) | △168 |
| 林業 | - (0.0%) | - (0.0%) | - |
| 水産業 | 19 (0.0%) | 18 (0.0%) | △1 |
| 製造業 | 173 (0.4%) | 350 (0.9%) | 177 |
| 建設・不動産業 | 6,510 (17.1%) | 6,758 (17.7%) | 248 |
| 電気・ガス・熱供給水道業 | 26 (0.0%) | 24 (0.0%) | △2 |
| 運輸・通信業 | 421 (1.1%) | 452 (1.1%) | 31 |
| 金融・保険業 | 81 (0.2%) | 124 (0.3%) | 43 |
| 卸売・小売業・サービス業・飲食業 | 2,540 (6.6%) | 2,093 (5.5%) | △447 |
| 地方公共団体 | - (0.0%) | - (0.0%) | - |
| 非営利法人 | - (0.0%) | - (0.0%) | - |
| その他 | 27,406 (72.2%) | 27,568 (72.6%) | 162 |
| 合 計 | 37,924 (100.0%) | 37,968 (100.0%) | 44 |

() 内は構成比

3 貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

| 種 類 | 令和元年度 | 令和2年度 | 増 減 |
|------------|--------|--------|------|
| 貯金・定期積金等 | 1,011 | 896 | △115 |
| 有価証券 | - | - | - |
| 動 産 | - | - | - |
| 不動産 | - | - | - |
| その他担保物 | - | - | - |
| 小 計 | 1,011 | 896 | △115 |
| 農業信用基金協会保証 | 26,342 | 27,140 | 798 |
| その他保証 | 165 | 187 | 22 |
| 小 計 | 26,507 | 27,327 | 820 |
| 信 用 | 10,405 | 9,745 | △660 |
| 合 計 | 37,924 | 37,968 | 44 |

4 貸出金の金利条件別内訳

(単位：百万円、%)

| 種 類 | 令和元年度 | 令和2年度 | 増 減 |
|--------|------------------|------------------|--------|
| 固定金利貸出 | 20,348 (53.6%) | 18,044 (47.5%) | △2,304 |
| 変動金利貸出 | 17,576 (0.0%) | 19,924 (0.0%) | 2,348 |
| 合 計 | 37,924 (100.0%) | 37,968 (100.0%) | 44 |

() 内は構成比

5 貸出金の使途別内訳

(単位：百万円)

| 種 類 | 令和元年度 | 令和2年度 | 増 減 |
|------|------------------|------------------|-------|
| 運転資金 | 462 (1.2%) | 22 (0.0%) | △440 |
| 設備資金 | 28,597 (75.4%) | 27,947 (73.6%) | △650 |
| 生活資金 | 8,090 (21.3%) | 9,936 (26.1%) | 1,846 |
| その他 | 722 (1.9%) | 60 (0.1%) | △662 |
| 合 計 | 37,924 (100.0%) | 37,968 (100.0%) | 44 |

() 内は構成比

6 債務保証見返額の担保別内訳

(単位：百万円)

| 種 類 | 令和元年度 | 令和2年度 | 増 減 |
|--------|--------|--------|------|
| 貯金等 | 1,011 | 896 | △115 |
| 有価証券 | - | - | - |
| 動産 | - | - | - |
| 不動産 | - | - | - |
| その他担保物 | - | - | - |
| 計 | 1,011 | 896 | △115 |
| 信用 | 10,405 | 9,745 | △660 |
| 合 計 | 11,416 | 10,641 | △775 |

7 主要な農業関係の貸出金残高

① 営農類型別

(単位：百万円)

| 種 類 | 令和元年度 | 令和2年度 | 増 減 |
|----------|-------|-------|-----|
| 農業 | - | - | - |
| 穀作 | - | - | - |
| 野菜・園芸 | 2 | 1 | △1 |
| 果樹・樹園農業 | - | 2 | 2 |
| 工芸作物 | - | - | - |
| 養豚・肉牛・酪農 | - | - | - |
| 養鶏・養卵 | - | - | - |
| 養蚕 | - | - | - |
| その他農業 | 86 | 108 | 22 |
| 農業関連団体等 | - | - | - |
| 合 計 | 88 | 111 | 23 |

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。
 なお、貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

② 資金種類別

[貸出金]

(単位：百万円)

| 種 類 | 令和元年度 | 令和2年度 | 増 減 |
|---------|-------|-------|-----|
| プロパー資金 | 87 | 112 | 25 |
| 農業制度資金 | - | - | - |
| 農業近代化資金 | - | - | - |
| その他制度資金 | - | - | - |
| 合 計 | 87 | 112 | 25 |

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的又は間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金]

(単位：百万円)

| 種 類 | 令和元年度 | 令和2年度 | 増 減 |
|------------|-------|-------|-----|
| 日本政策金融公庫資金 | - | - | - |
| その他 | - | - | - |
| 合 計 | - | - | - |

- (注) 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

8 リスク管理債権残高

(単位：百万円)

| 種 類 | 令和元年度 | 令和2年度 | 増 減 |
|------------|-------|-------|-----|
| 破綻先債権額 | - | - | - |
| 延滞債権額 | 130 | 108 | △22 |
| 3ヵ月以上延滞債権額 | - | - | - |
| 貸出条件緩和債権額 | - | - | - |
| 合 計 | 130 | 108 | △22 |

(注) 1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸出金をいいます。

3. 3ヵ月以上延滞債権

元金又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

9 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

| 区 分 | 債権額 | 保 全 額 | | | |
|-------------------|-------|--------|----|-----|-----|
| | | 担保 | 保証 | 引当 | 合計 |
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 令和2年度 | - | - | - | - |
| | 令和元年度 | 2 | - | 2 | 2 |
| 危険債権 | 令和2年度 | 108 | 24 | 84 | 108 |
| | 令和元年度 | 128 | 27 | 101 | 128 |
| 要管理債権 | 令和2年度 | - | - | - | - |
| | 令和元年度 | - | - | - | - |
| 小 計 | 令和2年度 | 108 | 24 | 84 | 108 |
| | 令和元年度 | 130 | 27 | 103 | 130 |
| 正常債権 | 令和2年度 | 37,879 | | | |
| | 令和元年度 | 37,813 | | | |
| 合 計 | 令和2年度 | 37,987 | | | |
| | 令和元年度 | 37,944 | | | |

(注) 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、債務者の財政状態および経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。なお、当JAは同法の対象とはなっていませんが参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。

① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

法的破綻等による経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

② 危険債権

経営破綻の状況にはないが、財政状況の悪化等により元本および利息の回収ができない可能性の高い債権

③ 要管理債権

3ヵ月以上延滞貸出債権および貸出条件緩和貸出債権

④ 正常債権

上記以外に区分される債権

10 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

| 区 分 | 令和元年度 | | | | | 令和2年度 | | | | |
|---------|----------|-----------|-------|-----|----------|----------|-----------|-------|-----|----------|
| | 期首 残高 | 期中 増加額 | 期中減少額 | | 期末 残高 | 期首 残高 | 期中 増加額 | 期中減少額 | | 期末 残高 |
| | | | 目的使用 | その他 | | | | 目的使用 | その他 | |
| 一般貸倒引当金 | 132 | 32 | - | 132 | 32 | 32 | 28 | - | 32 | 28 |
| 個別貸倒引当金 | 2 | - | - | 2 | - | - | - | - | - | - |
| 合 計 | 134 | 32 | - | 134 | 32 | 32 | 28 | - | 32 | 28 |

11 貸出金償却の額

(単位：百万円)

| 項 目 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|--------|-------|-------|
| 貸出金償却額 | - | - |

12 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

為替

1 内国為替取扱実績

(単位：千件、百万円)

| 種 | 類 | 令和元年度 | | 令和2年度 | |
|---------|----|--------|--------|--------|--------|
| | | 仕向 | 被仕向 | 仕向 | 被仕向 |
| 送金・振込為替 | 件数 | 17 | 84 | 16 | 86 |
| | 金額 | 27,527 | 38,645 | 19,448 | 33,040 |
| 代金取立為替 | 件数 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 金額 | - | 5 | 9 | 8 |
| 雑為替 | 件数 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | 金額 | 10,907 | 10,894 | 12,855 | 12,798 |
| 合 計 | 件数 | 19 | 86 | 18 | 88 |
| | 金額 | 38,434 | 49,544 | 32,312 | 45,846 |

2 外国為替取扱実績

該当する取引はありません。

3 外貨建資産残高

該当する取引はありません。

証券・窓販

1 公共債引受・窓販実績

(単位：百万円)

| 種 | 類 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|---------|---|-------|-------|
| 公共債引受額 | | - | - |
| 公共債窓販実績 | | - | - |

2 公共債ディーリング実績

該当する取引はありません。

有価証券等

1 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

| 種 類 | 令和元年度 | 令和2年度 | 増 減 |
|-------|--------|--------|-------|
| 国債 | 1,269 | 4,667 | 3,398 |
| 地方債 | 3,009 | 2,501 | △ 508 |
| 政府保証債 | 201 | 200 | △ 1 |
| 金融債 | - | - | - |
| 社債 | 12,315 | 11,567 | △ 748 |
| 株式 | - | - | - |
| 受益証券 | 1,210 | 1,499 | 289 |
| その他証券 | - | - | - |
| 合 計 | 18,005 | 20,437 | 2,432 |

2 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

3 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

| 種 類 | 1年以下 | 1年超 3年以下 | 3年超 5年以下 | 5年超 7年以下 | 7年超 10年以下 | 10年超 | 期間の定 めのない もの | 合計 |
|--------------|------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------|--------------------|--------|
| 令和元年度 | | | | | | | | |
| 国債 | - | - | 29 | - | - | 4,124 | - | 4,153 |
| 地方債 | - | - | - | 199 | 302 | 2,372 | - | 2,873 |
| 政府保証債 | - | - | - | - | - | 200 | - | 200 |
| 社債 | - | 20 | 1,502 | 600 | 1,500 | 7,393 | - | 11,015 |
| 受益証券 | - | - | - | - | 1,500 | - | - | 1,500 |
| 令和2年度 | | | | | | | | |
| 国債 | - | - | 29 | - | - | 4,822 | - | 4,851 |
| 地方債 | - | - | - | 400 | 101 | 1,978 | - | 2,479 |
| 政府保証債 | - | - | - | - | - | 200 | - | 200 |
| 社債 | - | 798 | 1,303 | 800 | 1,699 | 7,004 | - | 11,604 |
| 受益証券 | - | - | - | - | 1,500 | - | - | 1,500 |

4 有価証券の時価情報等

① 売買目的有価証券

(単位：百万円)

| | 令和元年度 | | 令和2年度 | |
|----------|----------|-----------------|----------|-----------------|
| | 貸借対照表計上額 | 当年度の損益に含まれた評価差額 | 貸借対照表計上額 | 当年度の損益に含まれた評価差額 |
| 売買目的有価証券 | - | - | - | - |

② 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

| | 種 類 | 令和元年度 | | | 令和2年度 | | |
|----------------------------|-----|----------|-------|-------|----------|-------|------|
| | | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
| 貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの | 社債 | 1,700 | 1,735 | 35 | 2,100 | 2,156 | 56 |
| | 小計 | 1,700 | 1,735 | 35 | 2,100 | 2,156 | 56 |
| 貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの | 社債 | 2,200 | 1,989 | △ 210 | 1,500 | 1,449 | △ 50 |
| | 小計 | 2,200 | 1,989 | △ 210 | 1,500 | 1,449 | △ 50 |
| 合 計 | | 3,900 | 3,725 | △ 174 | 3,600 | 3,605 | 5 |

③その他有価証券

(単位：百万円)

| | 種 類 | 令和元年度 | | | 令和2年度 | | |
|--|--------|--------------|----------------|--------|--------------|----------------|-------|
| | | 貸借対照表 計上額 | 取得原価 又は償却原価 | 差額 | 貸借対照表 計上額 | 取得原価 又は償却原価 | 差額 |
| 貸借対照表 計上額が取得原価又は 償却原価を 越えるもの | 国債 | 731 | 630 | 100 | 723 | 630 | 93 |
| | 地方債 | 3,185 | 2,874 | 310 | 2,336 | 2,084 | 252 |
| | 政府保証債 | 231 | 200 | 30 | 229 | 200 | 28 |
| | 社債 | 2,797 | 2,698 | 99 | 5,768 | 5,606 | 161 |
| | 受益証券 | - | - | - | - | - | - |
| | 小計 | 6,945 | 6,404 | 541 | 9,058 | 8,522 | 536 |
| 貸借対照表 計上額が取得原価又は 償却原価を 越えないもの | 国債 | 3,493 | 3,523 | △ 29 | 4,094 | 4,220 | △ 125 |
| | 地方債 | - | - | - | 391 | 395 | △ 3 |
| | 政府保証債 | - | - | - | - | - | - |
| | 社債 | 4,606 | 4,798 | △ 191 | 2,298 | 2,398 | △ 100 |
| | 受益証券 | 1,471 | 1,500 | △ 28 | 1,430 | 1,500 | △ 69 |
| | 小計 | 9,570 | 9,821 | △ 250 | 8,215 | 8,514 | △ 299 |
| 合 計 | 16,516 | 16,225 | 290 | 17,273 | 17,036 | 237 | |

5 金銭の信託の時価情報

①運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

| | 令和元年度 | | 令和2年度 | |
|------------|----------|-----------------|----------|-----------------|
| | 貸借対照表計上額 | 当年度の損益に含まれた評価差額 | 貸借対照表計上額 | 当年度の損益に含まれた評価差額 |
| 運用目的の金銭の信託 | - | - | - | - |

②満期保有目的の金銭の信託

(単位：百万円)

| | 令和元年度 | | | | | 令和2年度 | | | | |
|--------------|----------|----|----|---------------------|----------------------|----------|----|----|---------------------|----------------------|
| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 | うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの | うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 | うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの | うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの |
| 満期保有目的の金銭の信託 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |

(注) 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」、「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

③その他の金銭の信託

(単位：百万円)

| | 令和元年度 | | | | | 令和2年度 | | | | |
|-----------|----------|------|----|---------------------|----------------------|----------|------|----|---------------------|----------------------|
| | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 | うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの | うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 | うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの | うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの |
| その他の金銭の信託 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |

(注) 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」、「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

6 デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

共済事業

1 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：百万円)

| 種 | 類 | 令和元年度 | | 令和2年度 | |
|--------|-----------|--------|---------|--------|---------|
| | | 新契約高 | 保有高 | 新契約高 | 保有高 |
| 生命総合共済 | 終身共済 | 1,973 | 38,315 | 1,701 | 38,106 |
| | 定期生命共済 | 129 | 380 | 63 | 408 |
| | 養老生命共済 | 596 | 17,231 | 430 | 15,945 |
| | (うちこども共済) | 227 | 6,866 | 270 | 6,570 |
| | 医療共済 | 52 | 2,995 | 10 | 2,696 |
| | がん共済 | - | 100 | - | 96 |
| | 定期医療共済 | - | 378 | - | 329 |
| | 介護共済 | 253 | 968 | 122 | 1,070 |
| | 年金共済 | - | 248 | - | 233 |
| 建物更生共済 | | 27,285 | 245,842 | 25,462 | 246,299 |
| 合 計 | | 30,290 | 306,461 | 27,780 | 305,185 |

(注) 金額は、保障金額（がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む）、介護共済は一時払い契約の、年金共済は付加された定期特約金額）を表示しています。

2 医療系共済の入院共済金額保有高

(単位：百万円)

| 種 | 類 | 令和元年度 | | 令和2年度 | |
|--------|---|-------|-----|-------|-----|
| | | 新契約高 | 保有高 | 新契約高 | 保有高 |
| 医療共済 | | 1 | 18 | 1 | 18 |
| がん共済 | | - | 2 | - | 2 |
| 定期医療共済 | | - | - | - | - |
| 合 計 | | 2 | 21 | 2 | 22 |

(注) 金額は、入院共済金額を表示しています。

3 介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高

(単位：百万円)

| 種 | 類 | 令和元年度 | | 令和2年度 | |
|---------------|---|-------|-------|-------|-------|
| | | 新契約高 | 保有高 | 新契約高 | 保有高 |
| 介護共済 | | 266 | 1,158 | 138 | 1,268 |
| 生活障害共済（一時金型） | | 1 | 7 | - | 139 |
| 生活障害共済（定期年金型） | | - | 7 | 1 | 6 |
| 特定重度疾病共済 | | - | - | - | 168 |

(注) 金額は、介護共済は介護共済金額、生活障害共済は生活障害共済金額又は生活障害年金額、特定重度疾病共済は特定重度疾病共済金額を表示しています。

4 年金共済の年金保有高

(単位：百万円)

| 種 類 | 令和元年度 | | 令和2年度 | |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 新契約高 | 保有高 | 新契約高 | 保有高 |
| 年金開始前 | 151 | 1,355 | 212 | 1,503 |
| 年金開始後 | - | 504 | - | 518 |
| 合 計 | 151 | 1,859 | 212 | 2,021 |

(注) 金額は、年金年額（利率変動型年金にあつては、最低保証年金額）を表示しています。

5 短期共済新契約高

(単位：件、百万円)

| 種 類 | 令和元年度 | | | 令和2年度 | | |
|----------|--------|--------|-----|-------|--------|-----|
| | 件数 | 金額 | 掛金 | 件数 | 金額 | 掛金 |
| 火災共済 | 2,478 | 45,220 | 29 | 2,485 | 45,123 | 29 |
| 自動車共済 | 4,810 | - | 214 | 4,843 | - | 215 |
| 傷害共済 | 4,316 | 15,449 | - | 402 | 1,291 | - |
| 定額定期生命共済 | 2 | 8 | - | 2 | 8 | - |
| 賠償責任共済 | 363 | - | - | 343 | - | - |
| 自賠責共済 | 1,317 | - | 29 | 1,287 | - | 24 |
| その他 | - | - | - | - | - | - |
| 合 計 | 13,286 | 60,677 | 275 | 9,362 | 46,422 | 270 |

(注) 金額は、保障金額を表示しています。

経済事業

1 購買事業

(単位：千円)

| 種 類 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|------------|---------|---------|
| | 供給高 | 供給高 |
| 生産資材 | | |
| 肥料 | 47,566 | 49,623 |
| 農薬 | 90,724 | 107,415 |
| 飼料 | 5,971 | 6,022 |
| 農業機械 | 24,423 | 38,996 |
| 自動車口(除く二輪) | - | - |
| 燃料 | - | - |
| 包装資材 | 25,746 | 23,425 |
| 保温資材 | 37,679 | 134,422 |
| その他生産資材 | 49,552 | 29,360 |
| その他 | - | - |
| 小 計 | 281,665 | 389,265 |
| 生活物資 | | |
| 食品 | 123,407 | 136,307 |
| 米 | - | - |
| 生鮮食品 | 50,270 | 49,714 |
| 一般食品 | 73,137 | 86,593 |
| 衣料品 | 4,433 | 1,321 |
| 耐久消費財 | 40,151 | 51,864 |
| 日用保健雑貨 | 17,856 | 15,310 |
| 家庭燃料 | - | - |
| その他食料品 | - | - |
| | - | - |
| | - | - |
| その他 | - | - |
| 小 計 | 185,849 | 204,803 |
| 合 計 | 467,515 | 594,069 |

2 販売事業

①受託販売

(単位：千円)

| 種 類 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|----------|---------|---------|
| | 取扱高 | 取扱高 |
| 米 | 508 | 667 |
| 麦 | - | 0 |
| 豆類・雑穀 | - | 0 |
| いも類 | - | 0 |
| 野菜 | 81,009 | 87,157 |
| 果実 | 8,987 | 9,430 |
| 花き・花木 | 4,304 | 6,133 |
| 工芸 作物 | - | 0 |
| 生乳 | - | 0 |
| けい卵 | - | 0 |
| 肉畜 | - | 0 |
| その他畜産物 | 5,894 | 2,906 |
| まゆ | - | 0 |
| わら 工芸 | - | 0 |
| その他農林水産物 | 8,737 | 12,749 |
| 合 計 | 109,439 | 119,045 |

②買取販売

(単位：千円)

| 種 類 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|----------|---------|---------|
| | 販売高 | 販売高 |
| 米 | 88,209 | 87,254 |
| 麦 | - | - |
| 豆類・雑穀 | - | - |
| いも類 | - | - |
| 野菜 | - | - |
| 果実 | - | - |
| 花き・花木 | - | - |
| 工芸 作物 | - | - |
| 生乳 | - | - |
| けい卵 | - | - |
| 肉畜 | - | - |
| その他畜産物 | - | - |
| まゆ | - | - |
| わら 工芸 | - | - |
| その他農林水産物 | 92,437 | 125,026 |
| 合 計 | 180,647 | 212,280 |

その他の事業

1 加工事業

(単位：千円)

| 項 目 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|---------|-------|-------|
| 収益 | | |
| 倉庫収益 | - | - |
| 加工収益 | 476 | 465 |
| 合 計 | 476 | 465 |
| 費用 | | |
| 倉庫費用 | - | - |
| 加工費用 | 7 | 33 |
| 合 計 | 7 | 33 |
| 差 引 利 益 | 469 | 432 |

2 高齢者福祉事業

該当する取引はありません。

3 宅地等供給事業

(単位：千円)

| 項 目 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----------|---------|---------|
| 収益 | | |
| 受託宅地等供給収益 | 104,507 | 131,913 |
| 買取宅地等供給収益 | - | - |
| 合 計 | 104,507 | 131,913 |
| 費用 | | |
| 受託宅地等供給費用 | 4,717 | 4,899 |
| 買取宅地等供給費用 | - | - |
| 合 計 | 4,717 | 4,899 |
| 差 引 利 益 | 99,790 | 127,014 |

4 指導事業

(単位：千円)

| 項 目 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|---------|---------|---------|
| 収入 | | |
| 賦課金 | - | - |
| 指導補助金 | 985 | 554 |
| 実費収入 | 2,071 | 1,543 |
| 健康管理収入 | 8,303 | 5,004 |
| 指導雑収入 | 842 | 548 |
| 合 計 | 12,201 | 7,650 |
| 支出 | | |
| 営農改善費 | 25,857 | 21,223 |
| 生活文化事業費 | 1,741 | 1,395 |
| 教育情報費 | 1,718 | 1,570 |
| 健康管理費 | 11,862 | 7,652 |
| 指導雑費 | 606 | 217 |
| 合 計 | 41,786 | 32,059 |
| 収 支 差 額 | △29,585 | △24,409 |

5 利用事業

(単位：千円)

| 項 目 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|---------|---------|---------|
| 収益 | | |
| 利用収益 | 315,903 | 186,113 |
| 合 計 | 315,903 | 186,113 |
| 費用 | | |
| 利用費用 | 195,574 | 108,746 |
| 合 計 | 195,574 | 108,746 |
| 差 引 利 益 | 120,328 | 77,367 |

6 旅行事業

該当する取引はありません。

経営諸指標

1 その他の諸指標

(単位：百万円)

| 項 目 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|--------------|--------|--------|
| ◆信用事業関係 | | |
| 一職員当り貯金残高 | 3,848 | 3,701 |
| 一店舗当り貯金残高 | 44,306 | 44,833 |
| 一職員当り貸出金残高 | 1,944 | 2,109 |
| 一店舗当り貸出金残高 | 9,481 | 9,492 |
| ◆共済事業関係 | | |
| 一職員当り長期共済保有高 | 15,171 | 17,145 |
| 一店舗当り長期共済保有高 | 76,615 | 76,296 |
| ◆経済事業関係 | | |
| 一職員当り購買品供給高 | 32 | 40 |
| 一職員当り販売品販売高 | 16 | 17 |
| 一店舗当り購買品供給高 | 116 | 148 |

注：一職員当り・一店舗当りの計数については、当該事業に従事している職員数・当該事業を行っている店舗数をもとに算定しています。職員には、嘱託・パートタイマーを含んでいません。

2 利益率

(単位：%)

| 種 類 | 令和元年度 | 令和2年度 | 増 減 |
|-----------|-------|-------|--------|
| 総資産経常利益率 | 0.20% | 0.10% | -0.10% |
| 資本経常利益率 | 2.80% | 1.90% | -0.90% |
| 総資産当期純利益率 | 0.20% | 0.10% | -0.10% |
| 資本当期純利益率 | 2.80% | 1.90% | -0.90% |

- 注
1. 総資産経常利益率＝経常利益÷総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 2. 資本経常利益率＝経常利益÷純資産勘定平均残高×100
 3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）÷総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）÷純資産勘定平均残高×100

3 貯貸率・貯証率

(単位：%)

| 種 類 | 令和元年度 | 令和2年度 | 増 減 | |
|-----|-------|--------|--------|--------|
| 貯貸率 | 期末 | 21.30% | 21.10% | -0.20% |
| | 期中平均 | 22.80% | 21.10% | -1.70% |
| 貯証率 | 期末 | 11.50% | 11.60% | 0.10% |
| | 期中平均 | 10.40% | 11.40% | 1.00% |

自己資本の充実の状況

1 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

| 項 目 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|--|--------|--------|
| ＜コア資本に係る基礎項目＞ | | |
| 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額 | 15,069 | 15,156 |
| うち、出資金及び資本準備金の額 | 702 | 694 |
| うち、再評価積立金の額 | - | - |
| うち、利益剰余金の額 | 14,547 | 14,647 |
| うち、外部流出予定額(△) | 160 | 165 |
| うち、上記以外に該当するものの額 | △19 | △20 |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 | 32 | 28 |
| うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 | 32 | 28 |
| うち、適格引当金コア資本算入額 | - | - |
| 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | - | - |
| うち、回転出資金の額 | - | - |
| うち、上記以外に該当するものの額 | - | - |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | - | - |
| 土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の4.5パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | - | - |
| コア資本に係る基礎項目の額 (イ) | 15,102 | 15,184 |
| コア資本に係る調整項目 | | |
| 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額 | 10 | 9 |
| うち、のれんに係るものの額 | - | - |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 | 10 | 9 |
| 繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 | - | - |
| 適格引当金不足額 | - | - |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | - | - |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | - | - |
| 前払年金費用の額 | - | - |
| 自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 | - | - |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 | - | - |
| 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 | - | - |
| 特定項目に係る10パーセント基準超過額 | - | - |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | - | - |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | - | - |
| うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 | - | - |
| 特定項目に係る15パーセント基準超過額 | - | - |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | - | - |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | - | - |
| うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 | - | - |
| コア資本に係る調整項目の額 (ロ) | 10 | 9 |
| 自己資本 | | |
| 自己資本の額 (イ) - (ロ) (ハ) | 15,092 | 15,175 |

(単位：百万円、%)

| 項 目 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----------------------------------|--------|--------|
| リスク・アセット等 | | |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | 61,906 | 62,326 |
| うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 | - | - |
| うち、他の金融機関等向けエクスポージャー | - | - |
| うち、上記以外に該当するものの額 | - | - |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額 | 3,907 | 3,922 |
| 信用リスク・アセット調整額 | - | - |
| オペレーショナル・リスク相当額調整額 | - | - |
| リスク・アセットの額の合計額 (二) | 65,814 | 66,249 |
| <自己資本比率> | | |
| 自己資本比率 (ハ) / (二) | 22.93% | 22.90% |

注 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。

2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。

3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

| 信用リスク・アセット | 令和元年度 | | | 令和2年度 | | |
|--|---------------|----------------|-------------------|---------------|----------------|-------------------|
| | エクスポージャーの期末残高 | リスク・アセット額 a | 所要自己資本額 b=a×4% | エクスポージャーの期末残高 | リスク・アセット額 a | 所要自己資本額 b=a×4% |
| 現金 | 505 | - | - | 520 | - | - |
| 我が国の中央政府及び中央銀行向け | 4,157 | - | - | 4,854 | - | - |
| 外国の中央政府及び中央銀行向け | - | - | - | - | - | - |
| 国際決済銀行等向け | - | - | - | - | - | - |
| 我が国の地方公共団体向け | 2,881 | - | - | 2,485 | - | - |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向け | - | - | - | - | - | - |
| 国際開発銀行向け | - | - | - | - | - | - |
| 地方公共団体金融機構向け | 200 | 20 | - | 200 | 20 | - |
| 我が国の政府関係機関向け | 406 | 20 | - | 405 | 20 | - |
| 地方三公社向け | 690 | 78 | 3 | 400 | 20 | - |
| 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け | 127,239 | 25,447 | 1,017 | 128,831 | 25,766 | 1,030 |
| 法人等向け | 6,833 | 4,653 | 186 | 6,304 | 3,925 | 157 |
| 中小企業等向け及び個人向け | 419 | 144 | 5 | 385 | 152 | 6 |
| 抵当権付住宅ローン | 7,929 | 2,743 | 109 | 7,675 | 2,657 | 106 |
| 不動産取得等事業向け | 1,200 | 1,184 | 47 | 1,123 | 1,106 | 44 |
| 三月以上延滞等 | - | - | - | - | - | - |
| 取立未済手形 | 16 | 3 | - | 14 | 2 | - |
| 信用保証協会等保証付 | 26,355 | 2,601 | 104 | 27,153 | 2,686 | 107 |
| 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 | - | - | - | - | - | - |
| 共済約款貸付 | - | - | - | - | - | - |
| 出資等 | 1,068 | 1,068 | 42 | 1,067 | 1,067 | 42 |
| （うち出資等のエクスポージャー） | 1,068 | 1,068 | 42 | 1,067 | 1,067 | 42 |
| （うち重要な出資のエクスポージャー） | - | - | - | - | - | - |
| 上記以外 | 9,818 | 21,076 | 842 | 12,776 | 24,900 | 996 |
| （うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー） | 2,307 | 5,769 | 230 | 2,608 | 6,521 | 260 |
| （うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資金調達手段に係るエクスポージャー） | 5,750 | 14,377 | 575 | 5,797 | 14,493 | 579 |
| （うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー） | 151 | 377 | 15 | 141 | 354 | 14 |
| （うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー） | - | - | - | - | - | - |
| （うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー） | - | - | - | - | - | - |
| （うち上記以外のエクスポージャー） | 1,310 | 554 | 22 | 4,229 | 3,530 | 141 |

| | | | | | | |
|---|-----------------------------|----------------|-----------------------------|----------------|--------|-------|
| 証券化 | - | - | - | - | - | - |
| （うちSTC要件適用分） | - | - | - | - | - | - |
| （うち非STC適用分） | - | - | - | - | - | - |
| 再証券化 | - | - | - | - | - | - |
| リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー | 1,479 | 37 | 1 | 1,500 | 1 | - |
| （うちルックスルー方式） | 1,477 | 1 | - | 1,500 | 1 | - |
| （うちマンドート方式） | - | - | - | - | - | - |
| （うち蓋然性方式250%） | - | - | - | - | - | - |
| （うち蓋然性方式400%） | - | - | - | - | - | - |
| （うちフォールバック方式） | 2 | 36 | 1 | - | - | - |
| 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額 | - | - | - | - | - | - |
| 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△） | - | - | - | - | - | - |
| 標準的手法を適用するエクスポージャー別計 | - | - | - | - | - | - |
| CVAリスク相当額÷8% | - | - | - | - | - | - |
| 中央清算機関関連エクスポージャー | - | - | - | - | - | - |
| 合計（信用リスク・アセットの額） | 193,729 | 61,906 | 2,476 | 195,700 | 62,326 | 2,493 |
| オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<基礎的手法> | オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a | 所要自己資本額 b=a×4% | オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a | 所要自己資本額 b=a×4% | | |
| | 3,907 | 156 | 3,922 | 156 | | |
| 所要自己資本額計 | リスク・アセット等(分母)合計 a | 所要自己資本額 b=a×4% | リスク・アセット(分母)合計 a | 所要自己資本額 b=a×4% | | |
| | 65,814 | 2,632 | 66,249 | 2,649 | | |

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

$$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 1.5\% \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3 信用リスクに関する事項

①標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- (ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

| 適 格 格 付 機 関 |
|-----------------------------------|
| 株式会社格付投資情報センター (R&I) |
| 株式会社日本格付研究所 (JCR) |
| ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's) |
| S&Pグローバル・レーティング(S&P) |
| フィッチレーティングスリミテッド(Fitch) |

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

- (イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

| エクスポージャー | 適格格付機関 | カントリー・リスク・スコア |
|-----------------------|----------------------------------|---------------|
| 金融機関向けエクスポージャー | | 日本貿易保険 |
| 法人等向けエクスポージャー (長期) | R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch | |
| 法人等向けエクスポージャー (短期) | R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch | |

②信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び
三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

| | 令和元年度 | | | | 令和2年度 | | | | |
|------------|----------------------|---------|--------|----------------|----------------------|---------|--------|----------------|---|
| | 信用リスクに関するエクスポージャーの残高 | うち貸出金等 | うち債券 | 三月以上延滞エクスポージャー | 信用リスクに関するエクスポージャーの残高 | うち貸出金等 | うち債券 | 三月以上延滞エクスポージャー | |
| | | | | | | | | | |
| 国内 | 192,249 | 37,947 | 18,672 | - | 194,200 | 37,989 | 19,182 | - | |
| 国外 | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| 地域別残高計 | 192,249 | 37,947 | 18,672 | - | 194,200 | 37,989 | 19,182 | - | |
| 法人 | 農業 | - | - | - | 121 | - | - | - | |
| | 林業 | - | - | - | - | - | - | - | |
| | 水産業 | - | - | - | - | - | - | - | |
| | 製造業 | 499 | - | 499 | - | 499 | - | 499 | |
| | 鉱業 | - | - | - | - | - | - | - | |
| | 建設・不動産業 | 892 | 2 | 890 | - | 401 | 1 | 400 | |
| | 電気・ガス・熱供給・水道業 | 1,703 | - | 1,703 | - | 1,905 | - | 1,905 | |
| | 運輸・通信業 | 2,913 | - | 2,913 | - | 2,911 | - | 2,911 | |
| | 金融・保険業 | 136,753 | - | 4,823 | - | 138,284 | - | 5,424 | |
| | 卸売・小売・飲食・サービス業 | 1,891 | 1,011 | 701 | - | 1,626 | 262 | 601 | |
| | 日本国政府・地方公共団体 | 7,039 | - | 7,039 | - | 7,340 | - | 7,340 | |
| | 上記以外 | 100 | - | 100 | - | 100 | - | 100 | |
| | 個人 | 36,921 | 36,882 | - | - | 37,688 | 37,678 | - | - |
| | その他 | 3,534 | 51 | - | - | 3,321 | 46 | - | - |
| 業種別残高計 | 192,249 | 37,947 | 18,672 | - | 194,200 | 37,989 | 19,182 | - | |
| 1年以下 | 123,611 | 896 | - | | 124,396 | 79 | - | | |
| 1年超3年以下 | 892 | 691 | 201 | | 1,658 | 1,027 | 600 | | |
| 3年超5年以下 | 2,691 | 1,155 | 1,536 | | 1,842 | 907 | 935 | | |
| 5年超7年以下 | 1,684 | 1,384 | 300 | | 2,167 | 1,364 | 802 | | |
| 7年超10年以下 | 4,370 | 3,165 | 1,204 | | 4,655 | 3,453 | 1,202 | | |
| 10年超 | 46,989 | 30,349 | 14,124 | | 47,560 | 31,019 | 14,036 | | |
| 期限の定めのないもの | 12,009 | 305 | 1,304 | | 11,919 | 107 | 1,605 | | |
| 残存期間別残高計 | 192,249 | 37,947 | 18,672 | | 194,200 | 37,989 | 19,182 | | |

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

| 区分 | 令和元年度 | | | | 令和2年度 | | | | | |
|---------|-------|-------|-------|-----|-------|------|-------|-------|-----|------|
| | 期首残高 | 期中増加額 | 期中減少額 | | 期末残高 | 期首残高 | 期中増加額 | 期中減少額 | | 期末残高 |
| | | | 目的使用 | その他 | | | | 目的使用 | その他 | |
| 一般貸倒引当金 | 131 | 32 | - | 132 | 32 | 32 | 28 | - | 32 | 28 |
| 個別貸倒引当金 | 2 | 0 | - | 2 | 0 | 0 | - | - | - | 0 |

④業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

| 区分 | 令和元年度 | | | | | | 令和2年度 | | | | | |
|------|----------------|-----------|-------|-----|----------|-----------|----------|-----------|-------|-----|----------|-----------|
| | 期首 残高 | 期中 増加額 | 期中減少額 | | 期末 残高 | 貸出金 償却 | 期首 残高 | 期中 増加額 | 期中減少額 | | 期末 残高 | 貸出金 償却 |
| | | | 目的使用 | その他 | | | | | 目的使用 | その他 | | |
| 国内 | 2 | - | - | - | 0 | - | 0 | - | - | 0 | 0 | - |
| 国外 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 地域別計 | 2 | - | - | - | 0 | - | 0 | - | - | - | 0 | - |
| 法人 | 農業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 林業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 水産業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 製造業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 鉱業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 建設・不動産業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 電気・ガス・熱供給・水道業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 運輸・通信業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 金融・保険業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 卸売・小売・飲食・サービス業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 上記以外 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 個人 | 2 | - | - | - | 0 | - | 0 | - | - | 0 | - |
| | 業種別計 | - | - | - | - | 0 | - | 0 | - | - | - | 0 |

⑤信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

| | 令和元年度 | | | 令和2年度 | | | |
|----------------|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 格付あり | 格付なし | 計 | 格付あり | 格付なし | 計 | |
| 信用リスク削減効果勘案後残高 | リスク・ウェイト0% | - | 9,509 | 9,509 | - | 9,653 | 9,653 |
| | リスク・ウェイト2% | - | - | - | - | - | - |
| | リスク・ウェイト4% | - | - | - | - | - | - |
| | リスク・ウェイト10% | - | 26,420 | 26,420 | - | 27,270 | 27,270 |
| | リスク・ウェイト20% | 300 | 127,646 | 127,946 | 500 | 128,945 | 129,446 |
| | リスク・ウェイト35% | - | 7,838 | 7,838 | - | 7,593 | 7,593 |
| | リスク・ウェイト50% | 3,812 | - | 3,812 | 3,911 | - | 3,911 |
| | リスク・ウェイト75% | - | 192 | - | - | 203 | 203 |
| | リスク・ウェイト100% | 1,904 | 6,413 | 8,318 | 1,805 | 5,768 | 7,574 |
| | リスク・ウェイト150% | - | - | - | - | - | - |
| | リスク・ウェイト250% | - | 8,209 | 8,209 | - | 8,547 | 8,547 |
| | その他 | - | - | - | - | - | - |
| リスク・ウェイト1250% | - | - | - | - | - | - | |
| 計 | 6,018 | 186,231 | 192,249 | 6,217 | 187,982 | 194,200 | |

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポーチャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポーチャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポーチャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手の為に第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-又はA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポーチャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポーチャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポーチャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポーチャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

| 区 分 | 令和元年度 | | 令和2年度 | |
|---------------------------|--------------|-----|--------------|-----|
| | 適格金融 資産担保 | 保証 | 適格金融 資産担保 | 保証 |
| 地方公共団体金融機構向け | - | - | - | - |
| 我が国の政府関係機関向け | - | 201 | - | 201 |
| 地方三公社向け | - | 300 | - | 300 |
| 金融機関向け及び第一種金融商品 取引業者向け | - | - | - | - |
| 法人等向け | - | - | - | - |
| 中小企業等向け及び個人向け | 2 | - | 1 | - |
| 抵当権付住宅ローン | - | - | - | - |
| 不動産取得等事業向け | - | - | - | - |
| 三月以上延滞等 | - | - | - | - |
| 証券化 | - | - | - | - |
| 中央清算機関関連 | - | - | - | - |
| 上記以外 | - | - | - | - |
| 合 計 | 2 | 501 | 1 | 501 |

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」は、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したいもの（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①その他有価証券、②系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成する余裕金運用会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及び余裕金運用会議で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

②系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。②系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

| | 令和元年度 | | 令和2年度 | |
|-----|----------|-------|----------|-------|
| | 貸借対照表計上額 | 時価評価額 | 貸借対照表計上額 | 時価評価額 |
| 上場 | - | - | - | - |
| 非上場 | 6,819 | 6,819 | 6,865 | 6,865 |
| 合計 | 6,819 | 6,819 | 6,865 | 6,865 |

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

| 令和元年度 | | | 令和2年度 | | |
|-------|-----|-----|-------|-----|-----|
| 売却益 | 売却損 | 償却額 | 売却益 | 売却損 | 償却額 |
| - | - | - | - | - | - |

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位：百万円)

| 令和元年度 | | 令和2年度 | |
|-------|-----|-------|-----|
| 評価益 | 評価損 | 評価益 | 評価損 |
| - | - | - | - |

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

(単位：百万円)

| 令和元年度 | | 令和2年度 | |
|-------|-----|-------|-----|
| 評価益 | 評価損 | 評価益 | 評価損 |
| - | - | - | - |

8 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

| | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-------------------------------|-------|-------|
| ルックスルー方式を適用するエクスポージャー | 0 | 0 |
| マンドート方式を適用するエクスポージャー | 0 | 0 |
| 蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー | 0 | 0 |
| 蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー | 0 | 0 |
| フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー | 0 | 0 |

9 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・ リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・ リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・ 金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。
- ・ ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明
当JAは、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」（日本公認会計士協会）に規定する繰延ヘッジに依っています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、市場金利が上下に2%変動した時に発生する経済価値の変化額（低下額）を金利リスク量として毎月算出しています。

- ・ 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0～5年の期間に均等に振り分けて（平均残存2.5年）リスク量を算定しています。
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- ・ 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・ 流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・ 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・ 複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正值を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・ スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・ 内部モデルの使用等、△EVEおよび△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用していません。
- ・ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇△EVEおよび△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・ 金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・ 金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEおよび△NIIと大きく異なる点
特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

| IRRBB 1：金利リスク | | | | | |
|---------------|-----------|--------|-------|--------|-----|
| 項番 | | △EVE | | △NII | |
| | | 前期末 | 当期末 | 前期末 | 当期末 |
| 1 | 上方パラレルシフト | 2,800 | 2,521 | 136 | 120 |
| 2 | 下方パラレルシフト | - | - | 0 | 0 |
| 3 | スティープ化 | 2,434 | 2,240 | | |
| 4 | フラット化 | 1 | - | | |
| 5 | 短期金利上昇 | 379 | 347 | | |
| 6 | 短期金利低下 | 200 | 173 | | |
| 7 | 最大値 | 2,800 | 2,521 | 136 | 120 |
| | | 前期末 | | 当期末 | |
| 8 | 自己資本の額 | 15,092 | | 15,175 | |

- (注)
1. 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
 2. 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
 3. 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
 4. 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
 5. 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
 6. 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
 7. 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日 時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
 8. 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

役員等の報酬体系

1 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和2年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総代会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

| | 支給総額（注2） | |
|-----------------|----------|--------|
| | 基本報酬 | 退職慰労金 |
| 対象役員（注1）に対する報酬等 | 76,485 | 43,445 |

（注1） 対象役員は、理事26名、監事7名です。（期中に退任した者を含む。）

（注2） 退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額）によっています。

なお、基本報酬には、使用人兼務役員の使用人の報酬等を含めております。

(3) 対象役員の報酬等の決定等について

① 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総代会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額にて算定し、総代会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退任慰労金規程に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2 職員等

(1) 対象職員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当JAの職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当JAの業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

（注1） 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

（注2） 「同等額」は、令和2年度に当JAの常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

（注3） 令和2年度において当JAの常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はおりませんでした。

3 その他

当JAの対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありせん。

当組合の組織

1 組合員数

(単位：人)

| 種 類 | 令和元年度 | 令和2年度 | 増 減 |
|-------|--------|--------|-----|
| 正組合員数 | 1,949 | 1,926 | △23 |
| 個人 | 1,949 | 1,926 | △23 |
| 法人 | - | - | - |
| 准組合員数 | 8,207 | 8,434 | 227 |
| 個人 | 8,206 | 8,433 | 227 |
| 法人 | 1 | 1 | - |
| 合 計 | 10,156 | 10,360 | 204 |

2 組合員組織の状況

(令和3年3月31日 現在)

| 組 織 名 | 構成員数 |
|-------------------------------|--------|
| 青 壮 年 部 | 229 人 |
| 果実部会連絡協議会 | 175 人 |
| 野菜部会連絡協議会 | 174 人 |
| 女 性 部 | 255 人 |
| 女性部かがやきの会 | 255 人 |
| J A 東 京 み な み 農 業 者 労 災 会 | 25 人 |
| A 東 京 み な み 都 市 農 政 連 絡 協 議 会 | 160 人 |
| J A 南 多 摩 地 区 女 性 組 織 協 議 会 | 1241 人 |
| 年 金 友 の 会 連 絡 協 議 会 | 32 人 |
| 資 産 管 理 部 会 連 絡 協 議 会 | 699 人 |
| 青 色 申 告 部 会 連 絡 協 議 会 | 851 人 |
| 日 野 市 果 実 組 合 | 23 人 |
| 日 野 地 区 青 壮 年 部 | 65 人 |
| 日 野 市 ブ ル ー ベ リ ー 組 合 | 16 人 |
| 日 野 地 区 女 性 部 | 65 人 |
| 日 野 市 都 市 農 政 推 進 協 議 会 | 28 人 |
| 日 野 市 い ち ご 研 究 会 | 5 人 |
| 日 野 地 区 年 金 友 の 会 | 243 人 |
| 日 野 地 区 資 産 管 理 部 会 | 199 人 |
| 日 野 地 区 青 色 申 告 部 会 | 307 人 |
| 東 光 寺 蔬 菜 研 究 会 | 13 人 |
| 豊 田 農 事 研 究 会 | 11 人 |
| 堀 之 内 農 事 研 修 会 | 11 人 |
| 万 願 寺 農 友 会 | 13 人 |
| 日 野 地 区 支 部 2 1 支 部 | 503 人 |
| 七 生 地 区 青 壮 年 部 | 67 人 |
| 平 山 蔬 菜 研 究 会 | 46 人 |
| 平 山 農 産 物 直 売 会 | 34 人 |
| 平 山 ト マ ト 部 会 | 10 人 |
| 七 生 地 区 農 産 物 直 売 会 | 32 人 |

| | |
|------------------|------|
| 七生地区女性部 | 92人 |
| 七生地区女性部フォーカダンス | 2人 |
| 七生地区女性部秋桜の会 | 13人 |
| 平山野菜研究会 | 15人 |
| 七生地区三和直売会 | 4人 |
| 日野学童農園研究会 | 7人 |
| 日野市施設園芸研究会 | 9人 |
| 七生地区年金友の会 | 214人 |
| 七生地区資産管理部会 | 127人 |
| 七生地区青色申告部会 | 191人 |
| ブリージングタウン百草園管理組合 | 14人 |
| 日野市百草萬蔵院台りんご生産組合 | 3人 |
| 七生地区支部24支部 | 406人 |
| 多摩市農業団体連絡協議会 | 55人 |
| 多摩市園芸部 | 12人 |
| 多摩市椎茸生産組合 | 20人 |
| 多摩市学校給食連絡協議会 | 16人 |
| 多摩市農産物即売推進協議会 | 29人 |
| 多摩地区青壮年部 | 25人 |
| 多摩市都市農政推進協議会 | 69人 |
| 多摩地区女性部 | 60人 |
| 多摩地区女性部カラオケ教室 | 5人 |
| 多摩地区女性部太極拳教室 | 14人 |
| 多摩地区年金友の会 | 227人 |
| 多摩地区資産管理部会 | 121人 |
| 多摩地区青色申告部会 | 96人 |
| 多摩地区支部31支部 | 449人 |
| 稲城の梨生産組合 | 84人 |
| 稲城市高尾ぶどう生産組合 | 49人 |
| 稲城市特殊林産組合 | 8人 |
| 稲城の梨友の会 | 10人 |
| 稲城地区青壮年部 | 72人 |
| 稲城地区野菜部会 | 46人 |
| シンフォニー利用者部会 | 41人 |
| 稲城地区女性部 | 38人 |
| 稲城市都市農政推進協議会 | 63人 |
| 稲城地区女性部生け花教室 | 8人 |
| 平尾農産物直売組合 | 13人 |
| コープ出荷者組合 | 3人 |
| 稲城有の実会 | 13人 |
| 三和農産物直売会 | 18人 |
| 稲城地区年金友の会 | 357人 |
| 稲城地区資産管理部会 | 252人 |

| | |
|------------|-------|
| 稲城地区青色申告部会 | 257 人 |
| 稲城地区支部8支部 | 558 人 |
| 稲城地区農機管理組合 | 9 人 |
| 百村野菜直売会 | 12 人 |

当JAの組合員組織を記載しています

3 役員一覧

(令和3年4月1日 現在)

| 役職名 | 氏名 | 常勤・非常勤の別 | 役職名 | 氏名 | 常勤・非常勤の別 |
|----------|-------|----------|------|--------|----------|
| 代表理事組合長 | 小林 和男 | 常勤 | 理事 | 進藤 千代子 | 非常勤 |
| 代表理事副組合長 | 奥住 喜樹 | 常勤 | 理事 | 渡辺 利男 | 非常勤 |
| 常務理事 | 志村 孝光 | 常勤 | 理事 | 石坂 吉朗 | 非常勤 |
| 常務理事 | 高橋 進 | 常勤 | 理事 | 藤井 美智彦 | 非常勤 |
| 理事 | 石坂 和哉 | 常勤 | 理事 | 増田 保治 | 非常勤 |
| 理事 | 杉本 武 | 非常勤 | 理事 | 伊藤 靖朗 | 非常勤 |
| 理事 | 有山 長作 | 非常勤 | 理事 | 鈴木 晴雄 | 非常勤 |
| 理事 | 新倉 隆 | 非常勤 | 理事 | 角田 賢司 | 非常勤 |
| 理事 | 関井 吟子 | 非常勤 | 代表監事 | 臼井 長生 | 非常勤 |
| 理事 | 田中 浩吉 | 非常勤 | 常勤監事 | 中村 朗 | 常勤 |
| 理事 | 篠崎 益朗 | 非常勤 | 監事 | 田中 基行 | 非常勤 |
| 理事 | 伊藤 通夫 | 非常勤 | 監事 | 百花 健司 | 非常勤 |

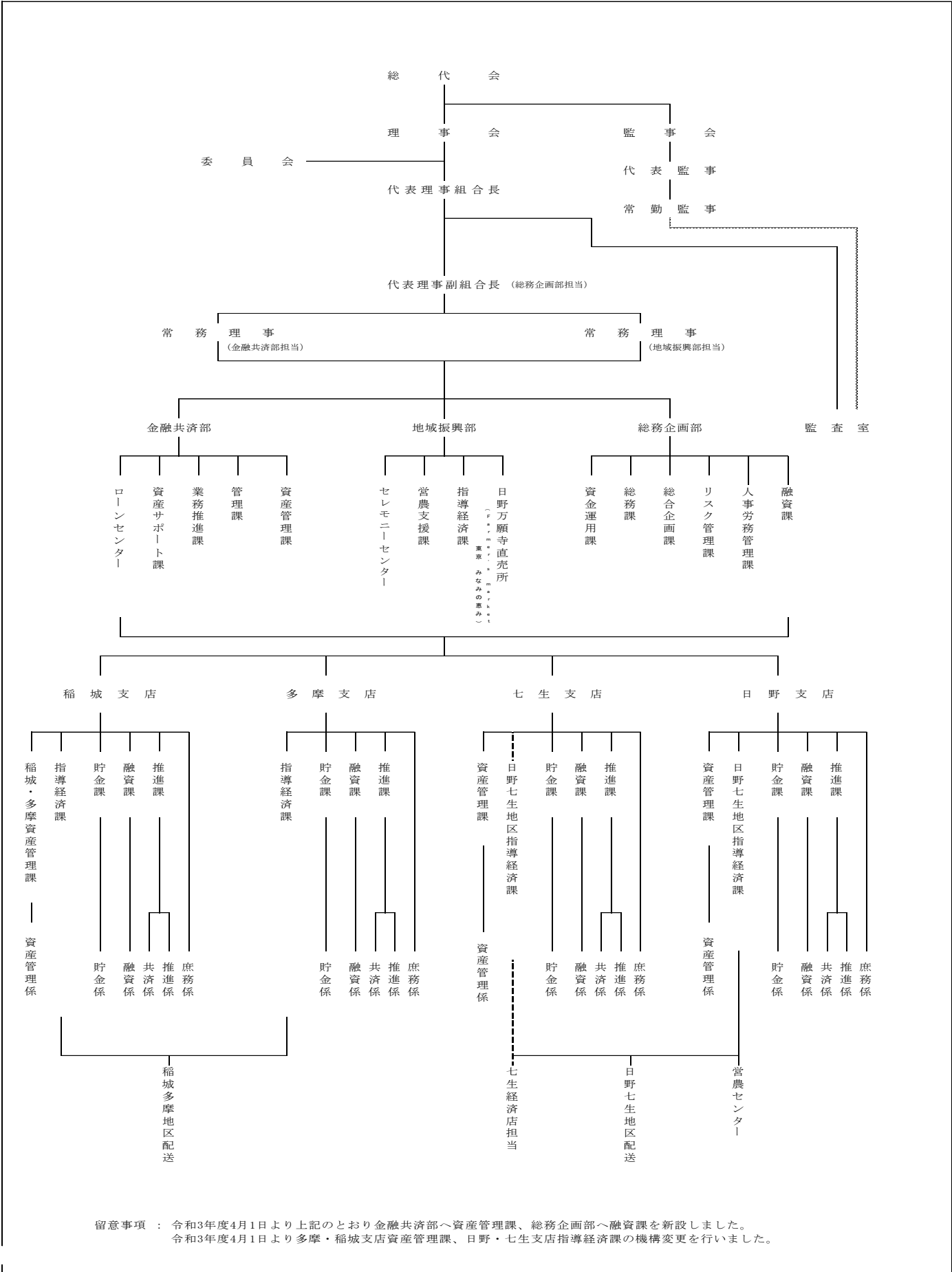
4 職員

(単位：人)

| 項目 | 令和元年度 | | | 令和2年度 | | |
|-------|-------|----|-----|-------|----|-----|
| | 男性 | 女性 | 計 | 男性 | 女性 | 計 |
| 一般職員 | 87 | 56 | 143 | 83 | 60 | 143 |
| 営農指導員 | 13 | - | 13 | 13 | - | 13 |
| 生活指導員 | - | - | - | - | - | - |
| 合計 | 100 | 56 | 156 | 96 | 60 | 156 |

5 組織機構図

(令和3年4月1日 現在)



7 沿革・歩み

| | |
|-------|---|
| 平成元年 | 日野市、七生、多摩市、稲城市、4農協合併により東京南農業協同組合を設立 共済・オンラインシステム稼働 |
| | 七生地区営農生活センター完成 |
| 平成2年 | 稲城支店新築オープン |
| | 長期共済保有2,000億円達成 |
| 平成4年 | 七生支店・灯油地下タンク完成 |
| 平成5年 | 本店竣工式 |
| | 稲城市特産物特産化事業即売所竣工式 |
| 平成7年 | 貯金残高1,000億円達成 |
| 平成9年 | 経済・オンラインシステム稼働 |
| | 長期共済保有3,000億円達成 |
| 平成10年 | ランネットワーク稼働 |
| 平成12年 | 経費支出システム稼働 |
| | 渉外担当者支援システム稼働 |
| 平成13年 | 本店燃料センター開設 |
| | 稲城支店農産物直売所“シンフォニー”オープン |
| | 日野市農産物直売所オープン |
| 平成14年 | 七生支店農産物直売コーナーオープン |
| 平成15年 | J A東京みなみ事業改革本部設立 |
| 平成17年 | J A東京みなみセレモニーセンター開設 |
| | J A S T E Mシステム稼働 |
| 平成19年 | 百草支店・多摩センター支店店舗統廃合 |
| 平成21年 | 平山支店・平尾支店店舗統廃合 |
| 平成22年 | 平尾農産物直売所“ハーベスト”オープン |
| | 平山農産物直売所“マルシェひらやま”オープン |
| 平成23年 | L P事業を全国農業協同組合連合会へ譲渡 |
| 平成24年 | コンパスJ Aシステム稼働 |
| 平成27年 | 多摩支店金融店舗新築オープン |
| 平成28年 | 多摩支店グランドオープン（経済店舗新築オープン） |
| 平成29年 | 日野支店金融店舗新築オープン |
| 平成29年 | 日野万願寺農産物直売所“みなみの恵み”グランドオープン |
| 平成30年 | 日野経済店 旧万願寺直売所へ移転 |

8 店舗一覧

(令和3年3月31日 現在)

| 店舗名 | 郵便番号 | 住所 | 電話番号 | ATM 設置台数 |
|-----------|----------|------------------|--------------|-------------|
| 本店 | 191-0032 | 東京都日野市三沢3-53-15 | 042-594-1011 | |
| 日野支店 | 191-0024 | 東京都日野市万願寺6-31 | 042-583-2111 | 2 |
| 日野経済店 | 191-0024 | 東京都日野市万願寺6-35-13 | 042-583-5670 | |
| 七生支店 | 191-0032 | 東京都日野市三沢3-53-15 | 042-591-2011 | 1 |
| 多摩支店 | 206-0011 | 東京都多摩市関戸6-11-1 | 042-375-8211 | 1 |
| 稲城支店 | 206-0802 | 東京都稲城市東長沼2110-1 | 042-377-6002 | 2 |
| セレモニーセンター | 206-0802 | 東京都稲城市東長沼1915-2 | 042-370-7272 | |
| 日野万願寺直売所 | 191-0024 | 東京都日野市万願寺6-31 | 042-589-0373 | |
| 平山農産物直売所 | 191-0043 | 東京都日野市平山5-18-19 | 042-591-0700 | |
| 平尾農産物直売所 | 206-0823 | 東京都稲城市平尾1-49-5 | 042-331-5575 | 1 |

店舗外ATM設置台数 3台

9 特定信用事業代理業者の状況

該当する取引はありません。

組合単体ベースのディスクロージャー開示項目

| | | |
|-----|--|----|
| I | 概況及び組織に関する事項 | |
| 1 | 業務運営の組織 | 87 |
| 2 | 理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名 | 86 |
| 3 | 事務所の名称及び所在地 | 89 |
| 4 | 特定信用事業代理業者に関する事項 | 89 |
| II | 主要な業務の内容 | |
| 5 | 主要な業務の内容 | 14 |
| III | 主要な業務に関する事項 | |
| 6 | 直近の事業年度における事業の概況 | 5 |
| 7 | 直近の5事業年度における主要な業務の状況 | |
| | ①経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計) | 48 |
| | ②経常利益又は経常損失 | 48 |
| | ③当期剰余金又は当期損失金 | 48 |
| | ④出資金及び出資口数 | 48 |
| | ⑤純資産額 | 48 |
| | ⑥総資産額 | 48 |
| | ⑦貯金等残高 | 48 |
| | ⑧貸出金残高 | 48 |
| | ⑨有価証券残高 | 48 |
| | ⑩単体自己資本比率 | 48 |
| | ⑪剰余金の配当の金額 | 48 |
| | ⑫職員数 | 48 |
| 8 | 直近の2事業年度における事業の状況 | |
| | ①主要な業務の状況を示す指標 | 49 |
| | ②貯金に関する指標 | 51 |
| | ③貸出金等に関する指標 | 52 |
| | ④有価証券に関する指標 | 58 |
| IV | 業務の運営に関する事項 | |
| 9 | リスク管理の体制 | 10 |
| 10 | 法令遵守の体制 | 11 |
| 11 | 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況 | 9 |
| 12 | 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 | 12 |
| V | 組合の直近の2事業年度における財産の状況 | |
| 13 | 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書 | 22 |
| 14 | 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 | |
| | ①破綻先債権に該当する貸出金 | 55 |
| | ②延滞債権に該当する貸出金 | 55 |
| | ③3カ月以上延滞債権に該当する貸出金 | 55 |
| | ④貸出条件緩和債権に該当する貸出金 | 55 |
| 15 | 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額 | |
| 16 | 自己資本の充実の状況 | 69 |
| 17 | 取得価額又は契約価額、時価及び評価損益 | |
| | ①有価証券 | 58 |
| | ②金銭の信託 | 61 |
| | ③デリバティブ取引 | 61 |
| | ④金融等デリバティブ取引 | 61 |
| | ⑤有価証券関連店頭デリバティブ取引 | 61 |
| 18 | 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 | 56 |
| 19 | 貸出金償却の額 | 56 |
| 20 | 会計監査人の監査を受けている旨 | 47 |